

平成24年12月10日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 福 島 日 出 夫 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年12月10日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 林 真敏	1. 陳腐財産について 2. 学童の通学安全について 3. 町営住宅家賃未納者への催促・催告について 4. Jアラートについて 5. 投書文（百条関連）鑑定結果について
2	1番 原田 希	1. 町長公約について 2. 合併・広域行政について 3. 消防団について 4. 教育行政について
3	3番 橋本重雄	1. 道路整備について 2. 教育委員会について 3. 祭・行事の復活を 4. 使用料の改定について 5. 土地改良地区内の農振除外について 6. 来年三月の町長選挙について
4	2番 寺崎太彦	1. 公共施設について 2. 教育について 3. 情報公開について 4. 町有財産について 5. 町づくりについて

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達してい

ますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番林眞敏君よりお願いいたします。

○5番（林 眞敏君）

皆さんおはようございます。5番林でございます。今日は、12月議会ということで、今まで私が問題点として思っていたこと、あるいは最近起こった事象について、少し細かくなりますけれども、執行部の答弁をそろそろお願いしたいと思っております。

では、通告順に従って、質問をしまいたいと思っております。

まず、その前に、少しお断りをしておかなければいけないことなんですけれども、私が陳腐財産、「陳腐」という言葉を使っておりますけれども、これは非常にわかりにくかったと思います。私の年代の人は陳腐という言葉は昔はよく使っておったわけなんですけれども、最近は陳腐化とかいう言葉は余り使われていないようですので、私の思っていることは何かというと、昔は使っていたけれども、今は古臭くなって使わなくなったとか、あるいは若干まだ使える要素はあるけれども使っていないと、そういうことを言いたかったわけでございます。

では、質問を開始いたします。

まず、質問事項その1、陳腐財産について。

財産内訳はどうなっているか、それと、使用、処分について具体的な計画を持っているか。この2問については、包括して答弁していただいて結構であります。

質問2、学童の通学安全について。

1、10月3日、井手口区内で発生した中学生の交通事故の対策はということについて、安全教育についてどうなっているのか、それと、地域内の安全対策はどうなっているか、また、いかにあるべきかということについて、お願いをします。

質問要旨の2、井手口区内の坊所城島線の歩道内に覆いかぶさっている繁茂樹の処置は行えるのか。これは特に井手口坊所線を使っておられる方はよくわかると思っておりますけれども、ボートピアに入る少し南のあたり、非常にもう歩道、あるいは車道上にまでかぶさっている繁茂樹があります。これは行政として処置できるのかどうかということでございます。

大きな質問の3項、町営住宅家賃未納者への督促、催告について。

細部は、各住宅ごとの未納者の割合、金額はどうであるかということでございます。

2項、強力な法的措置は行わないのかと。裁判等と書いてありますけれども、民間事業であれば、これは確実に行っているが、行政としてどうなのかということについてござい

す。

大きな4項目、Jアラートについて。この質問を私がいつも質問すると、必ずそれに付随する事象が起こってきております。今回は北朝鮮の問題で、Jアラートという機能がまた見直されております。これはどの部署まで徹底しているか、夜間・休日対応についてはどうなっているかということでございます。

最後の質問。投書文（百条関連）鑑定結果について。現時点でどのような状況であるのかということについて、具体的に返答を求めたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いをします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、陳腐財産について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。林議員の1番目の質問でございます。陳腐財産について、①財産内訳はどうなっているか、②使用、処分について具体的な計画を持っているかという御質問でございます。

今、林議員の総括質問の中で、陳腐という言葉がどうかということでありましたが、私もいささかわからなかったもので百科事典を調べました。古臭くなったとか、はやらなくなった、旧式になった、使い勝手が悪くなったという状況をいうということを書かれておりました。また、一般の生活の中では、時代おくれであるというふうな評価をするような場合に使われるというふうなことでございましたので、私が手を挙げて、古臭くなったとかいうのを何を答弁するのかといいますと、給食センターではなかろうかというふうに思っております。

給食センターにつきましては、昭和53年10月に建設をされました。面積としては395平米です。備品として中には、食器洗浄機やガス回転釜、食缶消毒保管機などのものがございます。その備品につきましても相当古くなっておりまして、新しいものであれば、平成16年ほどに買ったボイラーとかが新しいものでございます。

財産内訳としては、以上でございます。

また、2番目の質問、使用、処分について具体的な計画を持っているかという御質問でございますが、現在、給食センターとしての機能は発揮しておりません。それは間違いないところでございます。外部に委託しておりますので、機能は発揮しておりませんが、当時の搬出口は、現在、その給食の搬入口として利用していますし、配膳室は、現在も搬入された給食を各教室に配膳する配膳台車に配膳する場所となっております。また、調理場があるんですが、調理場は、その配膳台車を洗浄する必要がありますので、その洗浄をする場所として利用しております。

私のほうからは以上です。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

おはようございます。生涯学習課より、引き続きまして、陳腐財産についての御答弁を申し上げます。

財産については、土地が1万316平米でございます。管理棟につきましては796平米（66ページで訂正）になっております。炊飯棟につきましては68.5平米となっております。便所等につきましては41.4平米でございます。あと、常設テントが4基、常設テントサイトが4基。備品といたしましては、テレビについては廃棄いたしております。あと、ガス台、電話機、布団、テントサイト4張り、金具セット12個ございますが、17年経過しているために使用不能となっております。

あと陳腐財産の処理についてでございますが、鎮西山のキャンプ場のUFOテントについても、処分する方向で検討をいたしております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

まず、教育課長のほうから質問を申し上げます。

管理棟は、現在、使える状態であると思います、管理棟だけはですね。中の備品については間違いなく私もチェックをさせていただいておりますけれども、使えない、使わない、しっかり陳腐化されていると。しかし、問題は、これをどうするのかということが質問の要旨であります。使えるものは使える、使えないものは使えない、あるいはこれはもう既に減価償却をされているのか、あるいは10%減価まで、あるいは5%減価償却まで持っていくのかどうか。これは財産的にはそういう方法になると思いますけれども、使わない、そのままほったらかし、放置するのでは、町の財産的にもかなりデメリットがあるんじゃないか。使えないのであれば減価償却処分する、あるいは、お金にかえるって言ったらおかしいですけどね、財産的に何らかの形にできるんじゃないかと思います。財政が厳しい中で、物を売ると言ったらおかしいですけども、そのまま置いておったんでは、それぞれ全くの陳腐化か、あるいはちんぷんかんぷんかわかりませんが、そうなる可能性があります。何らかの見切りをどこかでつける必要があるのではないかと思います。これについて、返答できれば返答してください。その後、福島課長のほうの質問に移ります。

お願いします。

○教育課長（小野清人君）

ただいま林議員の、管理棟と言われましたのは……（「あっ、給食棟」と呼ぶ者あり）給食室の事務所のこと。（「給食室全部です」と呼ぶ者あり）あ、全部ですか、はい。

私は事務所のことと思ひまして、事務所は現在、配膳員の控室等に使っております、昔の事務室はですね。確かに中に冷蔵庫とか、先ほど申し上げました回転釜とか、食器洗浄機とかございます。

実際もう民間委託をして3年ほどたっておりますが、使っていない状況でございます。で

すから、処分できるものは、先ほど議員言われましたとおり、現金化するとか、処分して誰か第三者に売ったらどうかという御意見だと思います。

そういうことができるものについては、現在もう使用する可能性もないものですので、使用できるうちに処分できるものとは思っておることは確かでございます。ただし、冷蔵庫とか冷凍庫、そういうものは、当時の学校給食会とかいう会社がございしますが、その会社から預かっているものもございしますので、その会社とお話をして、処分できるものは処分していきたいというふうに考えております。

以上です。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

キャンプ場の建屋といいますか、UFOテントがございすけれども、この分についても処分の方向で検討はしていきたいというふうに思っておりますが、再利用できるものなら、再利用の方法もあるかと思っておりますので、その辺はまだ未知の部分でございすので、はっきりとは申し上げられませんが、この程度で答弁を終わらせたいと思っております。

終わります。

○5番（林 眞敏君）

給食室の件につきましては、少しずつ姿が見えております。ぜひとも早急に処置をお願いしたいと思います。この問題については、ただ、私は給食だけのことを考えておるんじゃなくて、防災についてもこれは絡み合わせておりますので、あわせて検討していきたいと思っております。

次、キャンプ場につきましては、私が議員になって一番最初のころから質問しております。そのころから、もう使えない、使わない、はっきりした回答でなく、もう既に2年間たっております。なのに何も動いていない。私だけじゃなくて、同僚の議員の方もこの問題については大分追及されております。既に発言してから2年が来ようと思っておりますけれども、何も動いていないという状況であれば、何もしていないと本当の陳腐化であって、それがどうされるのかということも、方向性もついていないというんじゃ、非常に財産的にももっていないし、また、私は、町が作りましたこの「上峰まちづくりプラン」、これも見ておりましたならば、102ページに「活力と交流に満ちた元気産業のまち」というところの中の「現況と課題」で、観光・交流で「本町には、人々が訪れる場や資源として、豊かな自然環境と優れた眺望を誇る鎮西山をはじめ」と、「観光資源として、大勢の人々を呼び込むには規模・魅力ともに十分な状況とはいえません。」と、このように、まちづくりプランにも出ております。

鎮西山という名前もありますけれども、この鎮西山に一旦足を踏み込んでみれば、アスレチックのほうはまだとして、このキャンプ場も壮大な面積を持っているのに、まるで使われていない。人々も入り込めない。UFOテントも入っていかうにも入れない、草ぼうぼうと

いう、このような状態ではですね、やはり魅力ある観光交流には、ちょっとほど遠いんじゃないかと思います。これはもちろん、きょうあすのことではなくて10年間というのがありますけれども、ここにある言葉どおりを信頼するならば、何らかの形で早目に手をつけていただかなければいけないんじゃないかと思っております。

全くどのものも使えないのか、何々は使えるのか、このあたりをはっきりさせていただかなければ、なかなか納得するわけにはいきませんので、もう一度、何をどうする、どの時点までには持っていきたいということについて、答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

おはようございます。ただいまの林議員の質問について、私のほうから少し補足をさせていただきます。

ただいま、いただきました質問の中で、管理棟などにつきましては、今現在のところは建物としての形は整っておりますけれども、これも早急にいろいろ改善をしていかなければいけないと思っております。

ただ、今現在、いろいろの関係のところで見積もりなどをとらせていただいておりますけれども、かなり金額に差がございますものですから、今後、これは企画課財政係とも相談しながら、いつごろにしたほうがいいのかということも検討させていただきたいと思っております。

それから、備品につきましては、先ほど課長から話がありましたけれども、調理室などにもいろいろ備品ございます。ガス台も先ほど言いましたけど、これはもうちょっと使えておりません。それから、電話機はたしかあります。これはこの維持管理をするために警備会社と電話回線をつないでおりますので、これは現在使用しております。これはしっかりと維持をさせていただきたいと思っております。

それから、あと布団とかテント、釜セットございますが、これは早急に、布団などもちょっと布団を干したりしなきゃいけませんので、これは処分させていただきたいと思っております。

そういうふうな形で、早急にできるものから、そして、毎月1回、職員が見回りに行つて安全確認などは、とにかくさせていただいておりますので、今、林議員からいただいた御意見を真剣に捉えまして、職場で真剣に検討させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。以上です。

○5番（林 眞敏君）

町の財産は、それぞれの担当課だけの考え方ではどうもならないと思っておりますので、企画を含め町全体として、行政全体としてどうするかという方向性を追求していただきたい。

そして、ただ、検討するという言葉は検討するであつて、それには、期限というものはありません。検討するからには工程表というんですかね、この案あたりまでつくっていただきたい。来年も検討する、昨年も検討するでは、どこまで考えているのかということ、検討するという言葉は余り使わずに、いついつまでに、どういう形で工程表、時程表、これをつ

くっていった、その一番最後には処分かどうかということを出していただきたいと、このように思います。町行政全般として考えていていただきたいと、このように思います。

あと、今2件だけ申し上げましたけれども、そのほかの課についてございましたならば、お願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

今、議員が質問されましたとおり、現在は、教育委員会関係が答弁に出しておりますけれども、それ以外の課でも該当するものがあれば答弁をしてもらいたいと思いますが、いかがでございましょうか。ありませんか。（発言する者あり）

議員、お聞きのとおりであります。（「はい。わかりました」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

○5番（林 眞敏君）

まだそのほかにもあるかもわかりませんが、今回は、行政のほうとして検討されたのが2項目であったと思います。私としても、まだほかにもあるんじゃないかとは、疑惑はありませんけれども、まだあると思っておりますので、また、この次あたりに質問をさせていただきます。

次に移っていただきたいと、思います。

○議長（大川隆城君）

傍聴者の方をお願いを申し上げます。議場内では脱帽をお願いしたいと思います。

それでは、次に進みます。

学童の通学安全について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

それでは、林議員の2番目の質問でございます、学童の通学安全について、①の10月3日、井手口区内で発生した中学生の交通事故の対策はという項の安全教育について、私のほうから御答弁申し上げます。

まず、中学校においては、自転車通学許可願なるものを提出させることで、生徒及び保護者に安全な走行について確認させております。また、教師が朝の立ち番指導を定期的を実施し、安全指導を徹底しております。また、年度当初には、生徒の交通安全の意識を高めるために、警察署及び町の交通安全指導員の皆様の御協力を得まして、実際に自転車の走行訓練を実施し、指導を受けております。

このようなことは恒常的に行っておりますし、この10月の事故を受けまして、事故の翌日——10月4日になりますが、4日には臨時全校集会、また、帰りの会等で安全指導の徹底を図りました。交通安全は、学校ばかりじゃなく家庭での指導が大切ということで、6月開催のオープンスクールの際にも来校された保護者の皆様に、家庭での指導の徹底を図っていただくよう申し上げました。

小学校では年に2回、全校一斉下校がありますが、その折に教員が同行いたしまして、交通安全指導、4月には鳥栖警察署による交通安全教室、6月には6年生の希望者だけではございますが、対象にした自転車大会など、交通安全に対する教育を実施しております。

それと最後ですが、安全対策マップ。前回の議会でも御質問ありましたが、安全対策マップを作成いたしました。6年ぶりぐらいに改正をしたと思うんですが、まず小学校でつくりましたが、中学校も同じ校区でございますので、中学校のほうにも全世帯に配布をいたしております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

この件については、ありがとうございました。

安全教育というものは、1つはペーパー、あるいはそこにおける教育、1つは現場教育というのが大きくあるんじゃないかと思います。御承知のとおり、井手口区には、イオンからおりてくる道が3本あります。うち1本はちゃんと歩道がついておりますけど、あと2本は歩道がついておらず、城島線から入ってくる道が最近できたために非常に交通量が多くなっております。それぞれ、とまれの標識、カーブミラー、設置されております。

しかしながら、あそこは昔、一本谷と言われておったんですかね、ちょうど一本谷の中に、城島線から34号線に行く道路ができる。ということは、東側から、あるいは西側から、下って上るという体系になっております、2本とも。カーブミラーがついていると。今まで私もあそこに住んでおりますので、いつか事故が起こるんじゃないかという危惧はしておりました。実を申しますと、現場を通行する中学生、自転車。これは、とまれという標識でとまる中学生は、まずほとんどいません。カーブミラーを信用して下って、カーブミラーを見て安全であれば、そのまま今度は上りに入っております。まあ、運動生理的にはそうでしょうね。下って上れば体力的にも少なくなる。ここは恐らく学校での教育、安全マップ、これで幾らやっても、特に男子中学生あたりは徒党を組んでおれば、そのままカーブミラーだけを信用して上っております、下って上っております。とまれと書いてあります。横断歩道、近くにありますがということもついております。しかしながら、現実には現実として、あそこに、もし学校教育の関係の方がおられれば、まず見ておって、放課後の実態を見ていただければと思います。とまれの標識を守ってとまる子供は、まずゼロと言っていいと思います。カーブミラーだけを信用して、そのまま下って上っていくと。それがついに10月3日の事故につながったのではないかと私は危惧しております。

まだ安全対策としては、今度は標識関係のこともあると思いますので、それも質問いたしますとともに、現場における教育をぜひお願いをいたします。

○教育課長（小野清人君）

交差点でとまる中学生は皆無ということでございますが、中学校では、先ほど申し上げま

すとおりに、ペーパー上でございます——議員おっしゃるとおりペーパー上でございますが、指導をしております。かなりきつく指導をしておると思っております。

現在、議員言われるとおり、その現場に立ったことがございませんので、今度、教育現場の人間と私どもとその場に——下校時でよろしいでしょうか、下校時に立ってみたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○5番（林 眞敏君）

次は、標識面についてですけれども、これが可能なのか、あるいは難しいのかという点について、ちょっと質問をお願いいたします。

といいますのは、上峰小学校の正門前の道路には横断歩道と、そのための注意標識ありますけれども、ここには、自転車でも車でもスピードが緩められるように、ぶつぶつというんですかね、ボルトの頭みたいなものが、かなりすり減ってはおりますけれども、ついております。あるいは、スピードが出ないように、手前に凹凸の1本線というんですか、何本か線を引くような、このようなものができるのかどうか。できるのであれば、無理やりスピードが落ちるような形になると思いますので、あるいは逆に言えば、今度は地域の住民の方の立場になれば、逆の格好になるかもわかりませんが、これができるのか、あるいはちょっと難しいのかということについて、お答えをできればと思っております。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうからは、標識の関係につきまして御答弁を申し上げます。

現地につきましては、確かに西から東のほうに下っております。それで本通りまでの直線距離が短いものですから、その標識をつけまして、注意を喚起する標識をつけまして効果があるかというのは、私も定かにはわからないところではございますが、そこら辺のところは交通指導員さん方とも現地のほうを確認いたしまして、そして、つけるべきであれば、来年度でも設置していきたいと思っております。

なお、先ほどのお話によりますと、一時停止でも守らないと、そういったことがありましたら、その標識も、なかなか見落とすんじゃないかなということもちょっと危惧するところではございますが、現地のほうをですね、皆さん方と踏査しましたところで確認をさせていただきたいと思っております。

なお、減速帯のことにつきましては、振興課長より答弁を申し上げます。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、先ほどの中の尾団地の交通対策についてということで、先ほどから言われました事故がありました交差点につきまして御答弁させていた

だきます。

10月3日の中の尾団地の事故がありました4差路につきましては、主たる南北の道路には横断歩道のマークや、また十字路の看板、そこにできています、中学生が来られた、要するに東西の道路ですね。東西の道路につきましても、とまれを促す減速ゾーンも設置されております。

また、4差路としての安全対策につきましては、私、現場に行ったところ、見ました感じでは、4差路としての安全対策はされているかと思えます。ただ、そこに先ほど議員のほうからも言われました減速帯ですね、減速帯につきましては皆様御存じかと思えますけれども、減速帯については通行車両の減速を促すために、道路上に起伏ある段差を設けたもので、交通安全のために設置されているものでございます。その4差路のところ減速帯をつけるということになりますと、基本的には、東西のとまれの道路に設置するのではないかと思っております。それはあくまでも、その減速のとまれを促すということで効果は期待できるかと思えますけれども、主たる南北の道につきましても、この減速帯をつけることで車の減速には寄与することはできると思えます。しかし、この減速帯を用いた場合、一つ騒音がふえ、逆に二輪車等についてはですね、その減速帯に乗ることによって危険を及ぼすという報告も出ております。

そういう中で、再度、この現地において減速帯をつけたものもいいものか、つけるとすれば、どこにつけたら一番効果的なのか。これはまた交通安全面の総務課とか警察署ですね、一応現地で踏査いたしまして、必要があれば、それはつけていくという方向でおりますので、答弁とさせていただきます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

井手口団地内に南北を走る道路というのは、これは後からできたもので、井手口団地内には東西道路が今先ほど申しましたように2本あると。ここは団地内道路ということでですね、確かに安全に通行できるものと、誰もが思っております。そこに南北道路ができたということで、南北道路は、横断する北上、南下する車両が多くてですね、こちらのほうにも何らか——近くに横断歩道があるよ、もう少し運転手は減速しなければいけないよということも、あわせて検討できれば、検討を追加していただきたいと。なかなか走っている車に速度を緩めろというのは、ここからここまでは今からあなた方は団地に入るんですよ、団地内を通過するんですよという意識を運転手さんに持たせるような対策ができればと思っております。よろしく願いいたします。

この件につきましては、以上で終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に、②の項目、繁茂樹の処置について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの林議員の、井手口内の県道坊所城島線の歩道内に覆いかぶさっている繁茂樹の処理につきまして答弁申し上げます。

この質問をされています場所につきましては、西側の地権者のほうからも、町のほうに要請がっております。一応、伐採依頼ということであっておりますので、ここにつきましては、先ほど御報告のとおり、県道ということで、鳥栖土木事務所のほうに今お願いしているところでございます。

県といたしましては、基本的には地権者の方をお願いすると。これは町道等も一緒なんですけれども、ただし、地権者の方が高齢で伐採できないとか大規模なもの、それに通行に支障が出て緊急的にするもの等につきましては、県のほうからは、県のほうで伐採するという回答をいただいております。この歩道のところについても、先ほど理由の中に申し上げましたとおり、通行に支障が出ているという観点から土木事務所のほうへお願いして、土木事務所のほうもする方向で返事をもらっております。ただ、その上空にですね、九電の送電線等が繁茂している間にありますので、土木事務所としては九電と協議をしながら、その送電線の下あたりからでも伐採して、そういうふうなものが取り除かれれば、そのような方向でしたいという回答をもらっているところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

この道路は、危険ということについては特に余り関係ないかと思えますけど、美観、それから中学生が自転車で登校・下校、特に降雨時には、木が多くあれば、車が通れば風が繁茂樹に当たる、それによって雨がですね、雨粒がばらばらばらっと落ちるような状況ですね。中にはもちろん、N T Tの回線もあります、九電の回線もあります、それから町の防犯灯もあります。それぞれ、また地権者の方もおられますし、どこかがコントロールしなければいけないと思えますので、早急に子供の通学安全という観点にとっては大事なことでありますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

以上であります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

町営住宅家賃未納者への催促・催告について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは町営住宅の家賃未納者への督促、催促についてということで、2つほど質問が出ております。あわせながら一括して答弁申し上げたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

さきにお配り申し上げました資料に基づきまして、まずは報告にかえさせていただきます。

資料につきましては、平成19年度から5カ年の23年度までの資料の提出をいたしております。

先ほどから質問の中の未納者というところで説明をしていきます。

まず、平成19年度でございます。

坊所団地につきましては、未納額といたしまして、現年度分、滞納繰越分、合わせまして5,555,224円であります。滞納者といたしましては、現年度分、滞納分、合わせまして10名でございます。

続きまして、切通北団地につきましては、現年度分、滞納分、合わせまして1,712,356円あります。滞納者数としては、実数で6名でございます。

続きまして、樫寺住宅でございます。滞納分だけということで684,400円でございます。滞納者数といたしましては2名でございます。

続きまして、西峰住宅でございます。滞納繰越分だけの282,200円でございます。滞納者数といたしましては2名でございます。

西峰団地でございます。現年度分といたしまして141,300円、滞納分といたしまして391,900円、合計の533,200円でございます。滞納者数といたしましては5名でございます。

浮立の里米多団地につきましては、19年度については滞納者はありません。

続きまして、平成20年度でございます。

坊所団地につきましては、現年度分1,268,600円、滞納分といたしまして5,031,990円、合計の6,300,590円でございます。滞納者数といたしまして10名です。

切通北団地でございます。現年度分といたしまして199,300円、滞納繰越分として1,488,356円、合計の1,687,656円で、滞納者数が6名でございます。

続きまして、樫寺住宅でございます。樫寺住宅につきましては、滞納繰越分の682,300円、滞納者数としては2名でございます。

続きまして、西峰住宅でございます。滞納分といたしまして269,900円、滞納者数といたしまして1人でございます。

続きまして、西峰団地。現年度分といたしまして175,500円、滞納繰越分として527,200円、合計の702,700円でございます。滞納者数といたしましては4名です。

浮立の里米多団地につきましては、現年度分として408千円でございます。滞納人数といたしまして1名。

続きまして、平成21年度でございます。

坊所団地、現年度については1,009,300円、滞納繰越分といたしまして5,362,990円、合計の6,372,290円、滞納人数は10名でございます。

続きまして、切通北団地。現年度分といたしまして732,600円、滞納繰越分として1,528,856円、合計の2,261,456円、滞納人数といたしまして4名でございます。

樫寺住宅につきましては、滞納繰越分の620,200円、滞納人数といたしまして2名ござ

います。

西峰住宅でございます。滞納繰越分269,900円です。滞納人数といたしましては1名です。

西峰団地、現年度分199,300円、滞納分といたしまして527,300円、合計の726,600円、滞納人数といたしまして6名でございます。

浮立の里米多団地、滞納繰越分として383,900円、滞納人数として1名でございます。

続きまして、平成22年度でございます。

坊所団地、現年度分といたしまして164,300円、滞納繰越分として4,959,790円、滞納人数といたしましては9名。

続きまして、切通北団地でございます。現年度397千円、滞納繰越分といたしまして1,974,456円、滞納人数といたしまして6名。

檜寺住宅につきましては、滞納繰越分531,400円、滞納人数といたしましては2名です。

西峰住宅、滞納繰越分といたしまして269,900円、滞納人数として1名。

西峰団地でございます。現年度186,100円、滞納繰越分533,500円、合計の719,600円、滞納人数といたしましては6名です。

浮立の里米多団地につきましては、滞納繰越分の293,900円、滞納人数といたしまして1名でございます。

平成23年度でございます。

坊所団地、現年度分といたしまして382,200円、滞納繰越分といたしまして4,502,590円、滞納人数9名。

切通北団地でございます。現年度分といたしまして573千円、滞納繰越分といたしまして2,220,756円、滞納人数といたしましては6名です。

檜寺住宅、現年分といたしまして12,500円、滞納繰越分といたしまして468千円でございます。滞納人数といたしましては3名。

西峰住宅でございます。滞納繰越分といたしまして269,900円、滞納人数といたしまして1名です。

西峰団地につきましては、現年度分といたしまして202,500円、滞納繰越分といたしまして599,500円、合計の802千円、滞納人数といたしまして6名でございます。

浮立の里米多団地につきましては、滞納繰越分の293,900円、滞納人数といたしまして1名でございます。

ちなみに、各団地の世帯人数を御報告いたします。

坊所団地につきましては32世帯、切通北団地につきましては42世帯、檜寺住宅につきましては35世帯、西峰団地につきましては32世帯、浮立の里米多団地につきましては54世帯、計の195世帯となっております。

一応、資料につきまして御報告申し上げますけれども、続きまして、あわせながら

林議員の強力な法的措置は行わないかということにつきまして、引き続き、答弁申し上げます。

町営住宅の滞納状況につきましては、先ほど資料のとおりでございます。

未納者に対する法的措置ということでございますが、現在行っております一連の滞納対策につきましては、納期限内に納付がない者に対する督促状の送達、次に、複数月の滞納者に対する催告でございます。これらの通常の催告を経ても納付がない滞納者につきましては、訪問徴収、呼び出し状により面会の上、事情等を聴取し、強く納付を促しているところでございます。納付意欲や誠実さが認められない者には、分納納付などの指導を行っております。これらにより、短期の納付者につきましては、若干日数を要しますけれども、納付の状況が見られているところでございます。

なお、納付誓約書等の履行が認められない者たちについては、住宅の明け渡し請求予告通知とともに、連帯保証人への滞納者への納入督促の依頼をしているところでございます。その際には連帯保証人としての連帯保証債務の履行義務がある旨について、念を押して行っておるところでございます。

さらに、滞納額を抑制するためには、現行より家賃の安い住宅への転居も一つの方策といたしまして、提案をしているところでございますが、現行住宅の退去関係の費用の捻出や転居先住宅の空き状況などがネックとなっております。

議員質問の法的措置の適用ということですが、先ほど指導を行っても改善が見られない滞納者が対象となってまいります。本町の町営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱におきましては、民事訴訟法の規定も設けております。裁判所に対する支払い督促の申し立て、また、住宅の明け渡し請求訴訟などの法的措置について規定がなされているところでございます。支払い督促の申し立てにつきましては、費用も少額で手続も簡単ということで、過去にも町としては行っているところでございます。

ただし、裁判命令不履行の場合にあっても、強制執行に至らず、効果は限定的であったようです。特に長期滞納者につきましては、強制執行の前提となる動産や不動産等の差し押さえが可能な給与等の債権もほとんど有さないのが実態でございます。かかるに最終的な手だてといたしましては、住宅の明け渡し訴訟でございます。ただ、私の知る限り、本町において当該訴訟、また判決を受けての強制執行の実施、執行についての実施された例はございません。徴収専任職員を有さない市町においては、一般的に手続の煩雑等々により弁護士費用などを負担しても、法律事務所等に委託されるケースも多いようでございます。

私も、このような法的措置を現実的に適用することで、滞納者に対し、危機感を継続させることが重要ではないかとは思っているところでございます。長期滞納者とならぬよう連帯保証人に対する早目の周知、督促を強化していきたいと思っております。入居者と連帯保証人同席の上での督促が納付につながった例も多々あっております。法的措置の適用とあわせ

まして、早目早目の対応に努めていきたいと思っていますところでございます。

私のほうからは以上です。

○5番（林 眞敏君）

家賃の、あるいは入居、退去、これらについては全て甲あるいは乙、この二者間の契約だけですね、これは甲が町であれば乙が入居者ということで、この賃貸契約書は、これは法的なものとしては扱われるのは当然、甲、乙二者間の契約ですので、これでもってやることはなかなか難しいかと思えますけれども、現実にはいただいた資料を見ますと、特に坊所団地については32世帯で滞納者が9軒ということは、3分の1は滞納していると。30軒当たり10軒、32軒で9軒というのは非常に多い数字だと私は思います。これで払っている人は、逆に言えば、ばかみたいと。払わないでも入っておるのかということになってきますね、これは。人間の論理として。また、切通北団地についても42分の6と、非常に多い数字だと思います。

2項目で申しました法的措置、これはかなり努力はされているようではございますけれども、当然、催促、訪問、電話、保証人、あるいはその回数、何回、1回言ってだめだったか、これではなかなかちょっと難しい。確かに振興課の中でやるのも非常に難しいと思えます、人数的にも限られておりますし、また、そのノウハウについては、税務課のほうはしっかりとノウハウを持っておられると思えますので、振興課、町全体として、そのノウハウを税務課のほうからも聞くとかですね、徴収方法はいろいろあると思えます。

ただ、税務課の場合は、これは税法上、非常にある。賃貸の場合は、これは甲と乙の二者間の契約だけですので、数多く訪問しなければいけない。そして、なおかつ賃貸契約について、どの程度のことで、その家賃が未払いのことについて触れられているのかということも、あわせて検討していただければと思います。

民間不動産会社であれば、当然、早目早目の処置をする。当然、自分たちの利益がなくなってくるものですから、これはやらないと自分たちが潰れてくると。行政は、徴収しなくても潰れないと、やや危機意識にも問題があると。まあ私は不動産会社に6年半ほど総務課長でいた関係上、そのノウハウだけは民間としてのものは持っております。行政としてのものは持っておりませんが、結局、入るものが入らない。現在で約10,000千円の滞納があるということ、これは少しずつでも減らしていく、そのための努力、どうしてもだめであれば略式裁判でも出してでも何とかするという、差し押さえその他のしっかりしたあれを出していただかなきゃいけないと思えます。

先ほど課長からいただいたものを見ると、毎年ずっと10,000千円が大きく下っていないんですね。10,000千円の家賃が払われていないというのは、これはもう大変なことですよ。大きな市とかであれば別ですけども、この小さい上峰町で10,000千円が家賃で払われなくなっている、これはもう払っている人についての立場上、非常に申しわけないということも、行政としてははっきり認識して徴収義務を果たしていただきたいと思えます。

以上です。

次、お願いします。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

Jアラートについて、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから、まず1番のどの部署まで徹底しているかにつきまして御答弁申し上げます。

本町におきましては、Jアラート——これは全国瞬時警報システムと申します。この機器を平成22年度末に導入いたしております。総務課のところに機器を設置しております。昨年の3月11日の午後、請負業者によって受信テストがなされておりました。そのときにちょうど地震の発生の警報が鳴りましたが、これが東日本大震災ということでした。

議員もよく御承知のとおり、Jアラートの運用手段について、各自治体に設置した防災行政無線機にJアラートを接続いたしまして、そして、瞬時に屋外スピーカー等で住民、施設へ知らせるためのものがございます。

本町におきましては、まだ防災無線を設置しておりませんので、その職員への徹底と申しますのは、総務課の職員に限られているところでございます。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

総務課のみならず、全職員についてできるだけ早く徹底し、また、その運用についても理解していただけるようお願いしたいと思います。特に役場が閉鎖されている——閉鎖というか、夜間、このあたりについてもですね。勤務時間中は8時間、勤務時間外が16時間という形があります。夜は警備の方に頼らざるを得ません。このあたりも考えて、Jアラートというものは、今、確かに国民の間でJアラートという、頭にぴんとくる言葉であると思います。また、それだけの機能を持っているものであります。努めて早く皆さんに周知をしていただいて、役場の危機管理能力の一助にしていきたいと思います。よろしくこの件はお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

投書文鑑定結果について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。5番林議員のお尋ねにお答えをさせていただきたいと思っております。

投書文（百条関連）鑑定結果について、1、現時点でどのような状況かということですが、これまでの経緯については、昨年の議会においてもこの質疑がございまして述べたところがございます。

簡単に申しますと、これまで3月19日以来、10月12日にかけてまで喚問が行われ、告発がなされ、不起訴という結果になり、謝罪を受けずにですね、いただかないまま現在に至っておるということであります。

公正なまちづくりを行いたい、これはどういう意味かと申しますと、町民一人一人がきちっとしたルールに基づいた運営がなされているという、価値観を共有できる町が必要だと思う観点から、この問題は誰も責任を負っていない、そういう視点で、しっかり真相究明できる範囲で努力していこうというところで調査をさせていただきたいと当初予算でお願いしたところございました。

9月7日に投書文の判読調査をする必要があるということをお願いをしたところ、11月7日に実際、手にさせていただき、即日、調査会社——これは日本鑑定協会、エックス線透過が可能な協会を当たっていただき、そこで選ばれた鑑定会社をお願いをしたところがございます。

今回の調査は、百条委員会投書文調査委員会内での発言で、矛盾する内容が幾つか散見できるため、投書文の作成者を明らかにしなければいけないというところから始めているものがございます。といいますのも、いただいた投書文には、作成者のところが黒塗りのインクで塗ってありました。黒で塗ったということですから、作成後にですね、作成者を知らせないように黒色のインクで塗ったものと理解をしております。

そして、その結果が返ってまいりましたので、御報告をさせていただきたいと思います。

まず、特殊案件報告書という報告書をいただいております。これに沿いながら報告をさせていただきたいと思いますが、投書文の6行目の黒色のインクで上塗りされた部分について、田村鑑定調査に調査を依頼したものであり、機器は、検体の判読調査のために一般的に使用のおける機材を利用し、画像補正により濃度を下げ、判読レベルに調整するという合理的な方法によって行った調査ということに基づくものであり、信用性が高いと。内容として、平成22年2月23日、これは調査投書文の内容ですが、「総務厚生常任委員会委員長井上正宣様、上峰町を正しく、明るく、住みよい町づくりを願う一町民、大川紀男」というふうに書かれております。よって、投書文は大川氏より作成されたものであるということで、客観的な調査に基づき、ここで答えさせていただきたいと思います。

なお、名誉棄損の成立要件、違法性阻却要件ということがございますので、ここで加えてお知らせしておく必要があると思います。「事実の公共性」または「目的の公益性」、そして「事実の真実性」がしっかり3つともそろえば違法性が阻却されるということで、私は今回この鑑定書に基づき、3つ目の「事実の真実性」を担保したものであるということで、違法性の

阻却の要件に該当するというふうに理解していただきたいということと、あわせて申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

今の文書を聞き、私はどきっとしました。ただ言うのは、これが本当の文書であるのか、あるいは真実でない文書であるのかということもありますね。そして、これは町長が今壇上で申し上げましたけれども、コピーはいただけるのでしょうか、どうでしょうかということですね。

それからもう1つは、当初予算で予算措置をした。予算措置をしたということは、町民の税金を使っているということであろうと思います。町民の税金を使っている、そして、その一番最初の発起となった請願文書は町民から出たものであると、そういうものを合体すれば、最後は町民にフィードバックをしなければいけないと。町民から出た請願、議会で議決をした、常任委員会で、もちろん最後に議会議決と。行政に手渡した、行政はそれに基づいて、予算措置をされた内容でもって依頼をした。その予算というものは、町民の血税であると、町民の血税を使って最後は鑑定をした。そして戻ってきたものは、私ども、今、議会のほうでは聞きましたけれども、これは町民に知らせるべきであるものであるか、あるいはそうでないかということについても、返答をお願いできればお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員のお尋ねでございますが、これ投書文が本当であるかどうかというのは、まさに議会からですね、公文書で私たちお願いをして、投書文を手にとられていると聞きましたので、もちろん本物だということを前提に、いただいているわけであります。

もし場合によって、この投書文がにせものだということがあるとするれば、そもそも投書文というものがなくなるところから、この百条委員会が始まったということになりますので、これまでの議論は何だったのかと、税金を使いながら証人喚問をしたという経緯から考えると、町民に、責任を同時にこの百条委員会は負うべき話だろうというふうに考えるところであります。

また、先ほど繰り返し申しましたが、私は私の立場で真相究明をしていきたいと、最初からこれはねつ造事件だと申し上げてまいりました。だから、真相を究明するために行っております。加えて先ほど申しました違法性の阻却要件、3つとも該当しますので、何ら私には、公明正大、何も恥じるどころなく、これについては公表をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

ありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で5番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時43分 休憩

午前11時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○1番（原田 希君）

皆さんおはようございます。1番原田希でございます。通告に従いまして、大きく4点質問をさせていただきます。

まず初めに、武廣町長の公約についてお尋ねいたします。

私、1年前に公約の進捗をお尋ねさせていただいた時点では、公約の7割が実施済みということでございました。また、前回議会において同僚議員の質問時の回答では、8割が実施と1割進んでいるようでもございました。今現在、町長自身、公約の進捗についてどのように評価されるか、お尋ねをいたします。

また、平成23年12月から、これは私が1年前に公約の質問をさせていただいたときですね、それから前回、同僚議員の質問、24年9月に同僚議員が質問されたとき8割ということで、この間、1割進捗をしているわけではございますが、今、全体で8割進んでいるということで、残りの2割を今後3カ月間で実施できるものなのか、よければまだ手をつけられていない項目もあわせて御回答いただければというふうに思っています。

続きまして、進捗の一覧表を作成すべきということで、これも1年前に質問させていただきました。当時は、達成状況をお伝えするにはそれ相応の時期があるということで御回答をいただいています。残任期間も残りわずかとなりまして、もうその時期が来ているのではないかというふうに思いますので、いま一度質問をさせていただきます。

1点目の最後になりますが、次期町長選出馬についてでございます。

前回も同僚議員2名より質問がありましたが、武廣町長は明確な回答をなされませんでした。まずは平成23年度の決算を議会で認定していただきたいと。その後、平成24年度の上半期の執行状況を見て考えていきたいということでございました。

また、公私を分けてその場を設けると答弁されたと記憶しておりますが、もう12月に入っていますので、表明をされてよいころだと思いますし、また、その表明は議会の場においてされるべきではなかろうかというふうに考えておりますので、これについて御回答をお願いいたします。

大きく2点目でございます。合併・広域行政についてでございます。

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会の最終報告を受けて、町長のお考えをお尋ねいたします。

また今後、1市3町連携を強めていくことは、最終的に合併につながっていくものと考えておられるかどうか、お尋ねをいたします。

2点目の最後に、今年度当初予算に予定されておりました自治体規模の町民意識調査についてですが、これは合併に対する町民の皆様の意識の調査だと理解をしていますが、まずは合併や広域連携の情報を提供していくことから始めていかないと、いきなりアンケートをとっても、何も情報がない状態でアンケートということではなかなか難しいのではないかとこのように考えていますので、そういったことを踏まえると、本当にこの任期中にアンケート調査ができるものなのかというふうに思っております。これについて御回答をお願いします。

大きく3点目でございます。

消防団についてということで、佐賀県は消防団の組織率が全国1位ということですが、その中においても県下の団員数は減少傾向にあるようです。東日本大震災時には避難誘導や救助等の安全確保に活躍した消防団員が全国的にも減少している状況は災害対策の観点からも心配をされますが、そんな中で今現在、上峰町の消防団の現状はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

また、消防団員の報酬についてですが、現在、年額1千円というふうになっています。恐らく佐賀県内では一番低いのではなかろうかというふうに思いますが、この点について町としてどのように考えておられるか。私としては引き上げを検討すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

最後、大きく4点目でございます。教育行政についてでございます。

新しく教育長に矢動丸教育長が就任をされましたので、今後の上峰町の教育に対する思いをお聞かせいただければというふうに思います。

以上、質問事項でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、町長公約について答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

1番原田希議員の質問にお答えさせていただきます。

町長公約について、1つ目、現時点で町長自身どう評価するかということでございますが、

大きく就任した際に申し上げてまいりましたことは、財政の健全化を目指すということが一番念頭にございました。

御案内のとおり、20年度末23.7%だった実質公債費比率は平成21年度22.8%、平成22年度21.7%、平成23年度21.2%ということで、実質公債費比率を押し下げることが実現できたということは、私自身も職員の力のおかげだというふうに思っておりますし、議会と行政との努力が実を結んだものだというふうに理解しております。

またあわせて、191%ございました将来負担比率が21年度154.4%、22年度141.6%、平成23年度113.9%、見込みとしてですが、24年度は101.9%ということで、これもある意味、皆様と職員、そして行政と私との連携によって押し下げることができたと思っております。

そうした意味で健全化に向けて努力してきた努力が結実しているということではございますが、あわせて申し上げてまいりました住民サービスの拡充、維持、項目を24項目上げさせていただいたわけですが、財政難の中で限られた財政の部分で何とか実現を見てきたところでございますけれども、先ほど議員が申されましたとおり、24年度は80%の進捗ということでございます。

現時点も施策の項目別にビラ3つございますが、赤ビラ、青ビラ、そして選挙公報の中に掲げる24の項目のうち、系統別に分けると35というふうに考えておりますけれども、80%の実施ということで、残りの20%についてまだ実現できていないという意味においては大変問題であるというふうに思っておりますので、今後、その20%の部分についても努力をしていきたいというふうに考えております。

評価としましては、町民の皆様がお決めになることとさせていただきます。私からは、この項目の達成状況ということと財政状況の改善の数字を御披露させていただき、町民の皆様の御判断を受けるべきものだというふうに考えているということで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

一覧表の作成についてはいかがですか。

○町長（武廣勇平君）

これは2問目じゃないですか。まず、1つ目の質問に対しては以上でございます。

○1番（原田 希君）

現時点で町長自身の評価ということで、評価は町民の皆様が決めるものだということでございましたが、町長選挙の折に約4年前、3年数カ月前になると思いますが、町長自身、若いからということで若さを前面に押し出して、若さをアピールして当選を果たされました。今日まで町政を運営されてこられました、その若さを前面に出した町政運営ができたかどうか、若いからこそ、こういうことがやれたんだよと、その若さにかけた町民の皆さんの思いに対して若いからこういったことができた、そういったことがあれば教えてください。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員のお尋ねでございますが、若さということで申し上げたのは、若いから先輩の意見に耳を傾けることができるということをお願いしてまいりました。また、融和ということ、健全化ということもあわせて申し上げてまいりましたけれども、先日、今、土地改良区と一緒に、議会と一緒に実施しております地下水位制御システムの事業が始まったところでございます。市内一丸となってこの事業には取り組んでいると。言いかえれば、この事業を中心に市内が一つになりながらやっているという意味で言えば、本当に行動したかいがあったなというふうに感じるところでございます。

先輩の意見に耳を傾けながら、今、この上峰町、財政厳しい折、何とか予算を国からいただくながら事業展開できたことは、財政健全化の視点からも実現の努力のかいがあったなというふうに感じているところございまして、今後ともまちづくりに必要なものについては、しがらみなく、皆さんと協力し合って努力していきたいという意味で若さを使っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（大川隆城君）

じゃあ、次に進みます。

3カ月で全ての項目が実施できるかという質問に対して、答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

原田希議員の2つ目の項、残り3カ月で全ての項目を実施できるかという点でございますが、先ほど申しましたように、残りの20%内で実現が不可能なもの、これは行政が未経験の部分から生じたもの、また、財政的な措置が難しいというところから実施できなかったものというものに分かれるわけですが、例えば起業の支援、起こすほうの起業の支援を行いたいということで申し上げてまいりました。

商工会では起業支援の窓口となって、起業支援の準備金の支度を手だてする商工会が多くございます。こうした施策については、実際、財政的に大変厳しい中であって、まだ実現ができておりません。こうした政策が実現できるためには、いましばらく財政状況の改善が見込まなければならないというふうに考えているところです。

また、中央企業とのベンチャーの促進ということも書いてありました。一時期、政権交代後、省庁が所管する事業の中で単費がかからず、国費で申請をすればおりてくる事業によって、中央企業との、またローカル企業との共同の事業というものを考えたことがございましたが、そのときも実際住民のニーズというものをしっかり把握して、必要とされる事業のみやるべきだという議論もございまして、実施できない状況にございました。

今後もそういう事業があれば、さまざま検討をしていく必要があると思っておりますが、いまだ実現に至っていないところは不徳のいたすところだと考えております。

残り3カ月で全ての項目を実施できるかといいますと、今言われたような手続、また行政経験がないところからできないような状況にありましたけれども、できるものも出てくるかと思いますが、今年度実施ということは難しゅうございます。

よって、今後、官民協働の分野、特に今、自治体も守備範囲が大変広がっておりまして、財政状況が厳しい中、官民連携による行革の促進だとか、官民連携による財政に一定程度の貢献がなされるような事業、こうしたものを進めていきたいと思いを新たにしているところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

1年前に公約に対する質問をさせていただいたときには、この公約を100%実施していくかということで質問させていただきました。努力するための単なる目標として掲げられているのかということで質問させていただいたときには、これは100%やっていくつもりだということでございましたが、今お聞きしたところ、財政事情ほか、いろいろなさまざまな事情によりまして、任期中に100%は無理だという御回答だったかというふうに思います。できないものはできないと言っていたので、これはよかったんじゃないかなというふうに思います。

次の項にかかってくるんですが、結局、これまでどれだけやれた、あと3カ月、ここまではやれる。ただ、こういう理由でこれは無理でしたというふうな一覧表ですね、これは前回というか、1年前に作成すべきだ、町民の皆さんが町長の公約、数十項目ある公約が実際どのように進められているか、達成されたのか、今後どういうふうな計画で考えられているかというのが町民の皆様には全く見えないんじゃないかということで、そういった一覧表を作成すべきだということで質問をさせていただいたんですが、そのときは、先ほど言いましたとおり、まだそういった時期ではないということでございましたが、現時点で一覧表の作成についてお考えをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

ただいま1番原田議員からの3つ目の質問、進捗の一覧表ということで、前回御質問いただいた際にはまだ今年度の実施を目指しておりました。今回、残りの部分についての実施が難しいということをお答えした以上、達成の進捗状況は明確にあらわせるものだというふうに考え、当然、町民の皆様にお知らせすべきものだと考えますが、この議会の議論を受けて、行政としてそれをお答えすべきものなのか、私の後援会活動の中でお伝えすべきものなのか、検討させていただきたいと思っております。

手段として、広報紙等を活用してということでお尋ねをいただいたこともありましたけれども、他の自治体、また、公私を分ける必要があるのではなかろうかというふうな意味でも、しばらく検討しながら、一覧表の作成については考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に、次期町長選出馬についての答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

原田希議員の4つ目の項、次期町長選出馬の意向はということで、これも先般御質問をいただいた内容でございました。

その際お答えしたのは、公私を分けるべきだというふうに私自身が考えておったわけですが、吉富議員初め、中山議員初め、皆さん議員からの御指摘を受けながら、これについて議場でお答えすることは何も問題なく、また、公益性もあるということで、きょうは申し上げさせていたいただきたいというふうに考えております。

先ほど財政状況の話をしていただきました。就任させていただいた際には、大変厳しい実質公債費比率の状況であったと。この財政状況の改善を見ていくということが目下最大の目標、また、22年度は単年度の赤字になりそうな状況もございましたが、それをクリアしたということでございますけれども、こうした財政の改善を受け、すぐさま課題の解決というわけにはまだまだいかない小康状態の財政状況であります。

よって、この状況をしっかりと見ていく必要もございまして、また、何より住民サービスの課題というものもたくさん山積しているのが現状でございます。トップダウンの独善的な政治でなくて、何も決められない無責任政治でもない、リーダーシップとチームワークが両立するような強い町政、町議会の皆さんと一緒にやっていきたいと。強い気持ちで次期出馬に向けて意欲を示していきたいというふうに思っております。

これまで財政健全化から始まり、財政健全化と住民サービスの維持、そして、財政健全化と住民サービスの拡充というふうな施政方針で進めてまいりました。まだしばらく小康状態でございます。財政健全化、住民サービスの拡充、これを並行しながら進めていく。だからこそ、責任が伴うものだと思いますし、その責任を負って私は次の町長選挙に立候補させていただきたいとここでお示しさせていただきたいと思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

立候補の表明ということで今回きちっとした回答をなされましたので、よかったなというふうに思っています。今回もお答えにならないんじゃないかというふうな予定で私ちょっと質問をいろいろ考えておりましたが、きちっとした決意を表明していただきましたので、この項については終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

合併・広域行政について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

原田希議員の合併・広域行政についてのお尋ねでございます。

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会の最終報告を受けて町長の考えはということでございますが、御案内のように、ビジョン検討委員会は第1回目から12回を数えます。24年5月8日火曜日から24年10月24日水曜日にかけて、主にこの鳥栖・三養基地域の将来像、また、その理由について議論を委員のほうでしていただいております。

途中で住民による満足度調査等の結果を鑑みながらの議論でございました。また、それぞれの市町の首長インタビューにより、それぞれの自治体の強みと地域の役割というものを申し上げてきた経緯がございます。

上峰のビジョンについてもこの間申し上げ、地域における役割というものも掲げさせていただいてまいったところでございます。

この中で、一つビジョンができたところであります。この地域が引き続き発展していくため、また、九州においていつまでも光り輝いていくために、それぞれが連携してさまざまな事業の展開を行っていくことが自治体に課せられた責務ということで連携のあり方の検討を行ってきたわけですけれども、概要版を先日、鳥栖・三養基地域ビジョンとしてまとめさせていただいております。この概要版について町内の皆様方にお知らせすることをまず行わせていただきたいと、そのように考えます。

今回、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会が設置され、連携事業の実践と進行管理、組織体制の確立がなされ、今後、企画担当部門の進行管理と各事業の所管課による部会の組織、仮称ですが、連携事業実施・進行管理委員会、これを平成24年12月に設置の予定となっております。

また同時に、この連携の枠を超えた並行した議論ということで――並行じゃございません。連携の枠を超えた議論というのですが、この地域のあり方を議論していく組織の確立、10年、20年後という時間軸での地域のあり方の議論を副市長、副町長級による議論組織をつくらせると。これも仮称ですが、将来のあり方検討委員会を25年早期につくらせるとということで鳥栖・三養基地域で決めたこととさせていただきます。

私は、この連携を進める中で今後の合併の機運というものもでき上がってくるというふうにご存じますし、また、連携事業でお互いのソフト事業の違いというものも意識し、住民目線からいけば、この平準化がまず必要だという観点から、合併を念頭にしながら連携事業を進めていく必要があるというふうにご存じます。

同時に、枠組みについては住民の皆さんとの話し合いが必要だというふうにご存じますので、鳥栖・三養基地域ビジョンのみならず、さまざまな勉強会に出向いていながら、連携のあり方、今後の自治体規模のあり方というものを考えていながら、町にとって一番有益な枠組みというものを町民と一緒に考えていきたいというふうにご存じます。

以上です。

○1番（原田 希君）

今後、副市長、副町長級による議論の組織が平成25年度早期に設置されるということでございます。仮称で将来のあり方検討委員会ということでございますが、上峰町においては、副町長は現在不在となっています。これについては、このまま今の現状であれば総務課長が対応されるのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

原田議員のお尋ねでございますが、私も現在、上峰町には副町長不在ということではあります。総務課長がこの役割を担えるかといえば、なかなか難しいものだというふうに思います。

やはりほかの市町が副市長、副町長ということで、特別職の立場での議論と総務課長の立場では議論の範囲についてもさまざま違いが出てくると思いますし、踏み込んだ発言ができない場合も多々見られるかと思っておりますので、この1市3町のあり方検討会の場においては、副町長が出席するのが望ましいということだけ申し上げられると思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

広域で連携を進める中で機運が高まるということで、合併を念頭に今後進めていくということでございますが、その中で住民の皆さんとの話し合いは必要であるということでございましたが、今後の具体的な連携の部会等での話し合いで議論されたこと、決定されたこと等の住民の皆さんに対する——話し合いということではなっていますが、周知の仕方といいますか、お知らせをする、広域連携に対する町と住民の皆さんとの対話といいますか、具体的な話し合いの方法とか、そういったことは今現在ではまだ考えられていないのでしょうか。情報の共有といいますか、今後いろんなことが決まっていくと思いますけど、いろんな具体的なことが話し合われると思いますが、その都度、やっぱりお知らせをしていくべきだというふうに考えますが、その辺いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

まずは、連携事業の企画担当部門の進行管理と各事業の所管課による部会の組織が行われるわけです。その後に将来のあり方検討委員会というものが設置される予定であります。しかるに、将来のあり方検討委員会がどのようなスケジューリングでどのように住民の皆さんとの情報の共有を図りながら進めていくかということは、まだ定められていないものであります。

まずは企画担当部門の進行管理と各事業の所管課による部会の組織、連携事業実施・進行管理委員会の議論がございますので、そこに注力をしていきたいと。これは先ほど申し上げたように、平成24年12月の設置予定でございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

この連携を深めるということで、ビジョン検討委員会で1市3町でこれまで話をされてきたわけですが、上峰町は佐賀県の東部といいながら、一番西の端のほうにいます。1市3町、これまでビジョン検討委員会で議論を進めてきた1市3町とはこれまでも広域の連携があったわけですが、上峰町は今現在、お隣の吉野ヶ里町とも連携の事業があると思いますが、そういったことを踏まえると、吉野ヶ里町ともこれから先、こういった連携を深める話し合いの場というのがあってもいいんじゃないかなというふうに考えますが、それについて町長はどう思われますか。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員のお尋ねであります。

誤解を招く発言をしたかもしれませんが、私は合併を念頭にさまざまな自治体間での勉強会には参加していきたいと。枠組みについては、住民の皆さんの希望調査を初め、そうしたアンケートに基づいて判断していくというふうに考えております。

この1市3町によるまちづくりの推進は、その機運を押し上げるものだというふうな位置づけです。今議論している検討委員会では、職員の自治体間交流、また共同防犯パトロール、文化スポーツ施設の相互利用、職員研修の共同実施、防災協定の締結、企業誘致情報の共有、連携、共同での観光PR体制の構築、長崎街道を生かしたイベントの実施、スポーツを核とした取り組みの拡大、婚活事業の相互実施、地域バス事業の相互乗り入れ、こうした連携の範囲を定めているわけですが、こういった事業の連携をより加速させながら、より親和性の高い自治体間の距離を縮めていくことで合併の機運を生み出すというふうに考えます。

吉野ヶ里町との合併について、これも東部緩衝緑地組合を初め、一部事務組合等の連携をしているところもございますし、町内には東部、西部と合併を考える人たちがそれぞれいらっしゃるという過去の経緯もあるということでございますので、自治体としてふさわしい規模の調査というものを模索していく中で、住民と一緒に考えていきたいというふうに枠組みについては考えております。

以上です。

○1番（原田 希君）

ちょっと2項目めなんですけど、今後の連携は合併につながるものかと考えるかということですが、これは連携を進める中で機運が高まる、合併を念頭に進めていくということでございましたので、これはつながっていくものというふうに理解をさせていただきたいと思います。

済みません。3つ目をお願いします。——そしたら、その2項目めを。つながるものというふうに理解してよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

1 番原田議員のお尋ねであります。今後の連携は合併につながるものとするか。

やっぱり合併は広域的な連携の形の一つであり、広域連合やら広域行政、事務組合などなど、いろんな連携の仕方がございます。そうした連携により自治体間の距離が縮まり、住民の皆様方がこの地域一体感を感じられるということ自体は、合併についてその機運を押し上げるものだと考えますので、そうした意味でつながるものというふうに考えます。

○議長（大川隆城君）

じゃあ、次に進みます。

行政規模町民意識調査は任期中に実施できるかということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

1 番原田議員の3つ目の質問、行政規模町民意識調査は任期中に実行できるかということですが、任期中に実行していきたいというふうに考えます。

○1番（原田 希君）

一番初めに前のほうで質問させていただいたときに、いきなりアンケートをやられても難しいということで質問をさせていただいたと思いますが、アンケートをとる前に合併に対する——合併というか、自治体規模の調査ですね、大きく広げたらこういったメリットがある、デメリットがあるというような、そういった情報がないままに最適な自治体の規模はどうですかと問われてもなかなか答えづらいと思うんですけど、その辺、前段でそういった規模に対する情報の提供を町民にされるとか、そういったお考えはないでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

自治体規模調査は、客観的な自治体の特徴というものを示す中で調査をしていきたいというふうに考えます。

例えば、15万人以上の町だと国保の保険料が下がる傾向にあるということも一説で聞いたこともございますし、そうした客観的な規模調査、これだけ財政が厳しい中、どのような町の規模が一番町民の暮らしに適切かという視点で聞きたいというふうに考えております。

○1番（原田 希君）

それをいきなり問われても、なかなか回答が難しいと思うんですよ。その前段として、一般的にこうですよ、こういうところではこういうメリットが出てきますよ、そのかわり、ここではちょっとこういうふうなデメリットというか、こういう部分も出てきますよというような情報の提供といえますか、そういったことはされないかということなんですけど。

○町長（武廣勇平君）

繰り返し申し上げますが、自治体規模調査は客観的な自治体規模として一般的に示されているものを併記しながらとっていくということです。それを載せること、順番を分けたほうがいいということですかね、時期を。私はそう思いません。同じタイミングで自治体規模について、一般的に言われているメリット、デメリットをそれぞれ示しながら、適当な自治体

規模というものを町民の皆さんがどう考えるか、そうしたアンケートにしていきたいと思えます。

以上です。

○1番（原田 希君）

このアンケートの実施の時期なんですけど、ほかの同僚議員さんも何人か質問されたと思いますが、これまでの町長の回答としては、町民の皆様が考える機会として最適だと考える時期に行うことが必要と。ビジョン検討委員会の報告終了後、1市3町の動向を踏まえながら考えていきたいということでございました。

現在、ビジョン検討委員会が終了して最終報告まで終わっていますが、この時期について今お考えがあればお願いします。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員のお尋ねでございますが、さきの議会でしょうか、質問がありました際にお答え申し上げましたように、ビジョン検討委員会の終了後、1市3町の動向を見ながら判断していくということで、今回、企画担当部門の進行管理と各事業の所管課による部会の組織、連携事業実施・進行管理委員会が12月に設置される予定になりました。

今後、こうした委員会で各課の中で検討をしていただき、可能な連携というものを見出し、見出してもらうことになっております。こうしたビジョン検討委員会は一つの勉強会の核として、町民の連携、また合併というものの機運を押し上げるものであるというふうに先ほど申しましたが、一昨年前からの議会での議論にあるように、質問がこの検討委員会についてあっておりますように、機運は徐々に高まりつつあるというふうに思っております。

連携事業実施・進行管理委員会のスケジュールというものを確認しながら、適当な時期にビジョン検討委員会の概要版も含めて住民の皆さんへの告知をしていきたいと、また、調査をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

消防団について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから①の上峰町の現状はということにつきまして御答弁申し上げます。

本町の非常備消防団につきましては、本部、1部、2部、3部、4部、女性部で構成されております。

平成24年度は、正副団長、団員合わせて163名でございます。条例上の定足数から見ますと、7名の欠員ということになっております。

入団者の減少と申しますのは全国的な傾向でございまして、本町の各区においても団員の

勧誘等で御苦勞されているものという認識をしております。原田議員は率先して消防団に入部いただきまして、積極的に活動いただいておりますこと、この場をかりましてお礼申し上げます。

次に、消防団の活動状況についてでございますが、大坪団長様の指揮のもと、各部の部長さんを初め、団員の方々に御協力いただきまして、今年度から新たに夜間防火訓練を取り入れるなど充実した組織になっていると認識しております。

装備についてでございますが、昨年度より消防積載車の更新を開始いたしまして、各部消防車は今年度で買い換えを完了する予定をしております。

問題点として、さきの議会でも議員の皆様方から御指摘いただいておりますが、第1部の格納庫のことがございます。大字前牟田の区長様及び地元の第1部消防団の幹部の皆様方と協議を進めまして、移転に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

上峰町でも団員数が減っているということでございますが、今現在は各団において団員の確保というのを行われているというふうに思っていますが、全国的に下がっているということなのですが、上峰町としても減少しているということで、町として消防団員の減少に対する対策というのはいかか考えられていらっしゃいますか。

○総務課長（池田豪文君）

本町における減少といえますのは、必ずしもずっと減ってきているという意味じゃございませんで、170名近くは毎年団員さんはいらっしゃるということでございます。

あと対策といたしましては、団員の方たちでお知り合いの方たちに「消防団に入りませんか」というふうなことで積極的にしていただくと。そういったことと、あと区長様方に今後お願いするといえますか、地区の寄り合いのときにでも消防団に若い人は入部していただけないかというのをPRしていただくとか、そういったことへの取り組みだろうということで思っております。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

必ずしも年々減ってきているわけではないということでございますが、先ほど総務課長が言われたとおり、私も消防団員として3部のほうに在籍をさせていただいておりますが、1部、2部、3部、4部とありまして、この3部は比較的大字坊所地区ということで人口が多いということもあってか、団員数がほかの部に比べて多いというふうな認識をしておりますが、全体的に人口が少ない地域の部では結構新しい人を誘ってもなかなか確保が難しいというふうな声も聞きますし、実際新しい若い方が入ってこられないために、そろそろやめたいんだ

けど、そういうわけにもいかないというような話も聞きます。

町としてそういったことに対しては、今の答弁では特に町としての確保の対策というのはされていないんじゃないかというふうに理解をしましたが、もう少し積極的に確保、消防団というのは災害が起きたときには本当に頼れる存在ではないかと思えますし、地域コミュニティーの核として存在をされているというふうに思っておりますので、団員さん同士で知り合いを探してくださいとか、区長さん、もっと若い人に声をかけておってくださいというだけではなくて、何かしら対策を考えたほうがいいんじゃないかなというふうに感じておりますので、その辺、よければ御回答をお願いします。

○総務課長（池田豪文君）

町での取り組み、非常に難しい問題だと私は思っております。と申しますのは、御本人たちも消防団に対する認識、あるいは協力といいますか、そういった御本人の意思というのが非常に大切なものじゃなかろうかと思っております。

私も役場の本部を退団しましてから2部の消防に入っておりますが、以前はソフトボールとか、ボウリングとか、そういった消防団の親睦的な活動はなかったんですよ。それが今、消防団同士のコミュニケーションもとられると、そういった取り組みも行われております。

それで、役場のほうで命令して若い人たちを勧誘するというのは難しいことですので、原田議員から具体的な取り組みと、そういったことをおっしゃっていただいたんですか、今現在、私が消防団に入部していただくということで、具体的な取り組みは持ち合わせておりませんので、また次の議会あたりでも考えていきたいと思っております。

なお、この後、2問目で報酬のことについて触れられておりますが、お金で採用される、そういうのは今の若い人たちにはないと、そのように考えております。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

2問目に触れられましたので、このまま2問目に行かせていただいていいですか。

○議長（大川隆城君）

はい。

○1番（原田 希君） 続

そういった若い人がお金でと、私もお金の問題ではないというふうに思いますが、実際、報酬が高いから入らんかということではなくて、一つ、そのきっかけになるんじゃないかなと。基本的にはボランティア精神ということで活動を皆さんされていると思いますが、新しい団員さんの確保の一つのきっかけとも思いましたし、実際、今、消防団員として活躍されている皆さんも、特にお金がどうのという話は余り聞いたことはないんですが、いろいろ消防団員としての活動の状況等を考えると、基本的には皆さんお仕事をされていますし、御家族がいらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。

そういった意味では、お仕事の都合をつけたりとか、御家族の負担というのは結構あるんではなかろうかという意味において、この1千円というのはどうなのかというふうに思いましたので、質問をさせていただいています。この1千円は引き上げを検討すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

原田議員の団員報酬について引き上げを検討すべきではないかというお尋ねであります。

一つの例として言われたことだと受けとめました。私もこれは、今、総務課長が答えましたように、崇高な精神で団長以下、消防団の皆様がその都度求められることについては全て応えてきたつもりであります。消防服の一新、また、消防車の更新、団長を中心に消防団の意見をまとめていただいて、それに応える努力を今後もしていきたいという観点から、いろんな御意見があることは承知しておりますが、今、消防団長が消防団員と共有している考え方というのは、やはりいついかなるときにも自分たちがボランティアという崇高な理念でまちづくりを支えるというところに力点を置かれております。

例えば、消防の操法大会あたりにも積極的に努力していきたいというふうな意見を言われておりますし、そうした全国大会の出場への予算の工面をお願いしたいということは言われたことがございます。また、老朽化した消防車の更新、これは直ちに住民の安心・安全に不備があるから至急実施してほしいということで、財政難の中でも計画的に実施を見てきたところでございます。

原田議員の意見、消防団の意見として受けとめてよいか団長と確認しながら、今後考えていくべき課題であろうというふうに考えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。1番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

その前に、先ほど来、林議員の質問に対して執行部の答弁の中で間違いがあったということで、訂正をさせていただきたいという申し入れがっておりますけれども、これを許可してよろ

しゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。それでは、執行部の訂正をお願いいたします。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

先ほどは大変御無礼いたしました。

管理棟の面積についてでございますが、「760平米」というふうに表示しましたが、正しくは「79.4平米」ということで訂正をお願いいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

たびたび申しわけございません。登壇させてください。

先ほど最初に質問いただきました林議員さんから陳腐財産についてのお尋ねがありまして、その財産内容についてのお尋ねがありました。

それで、その答えの中で、土地とか管理棟とか便所等などお話をさせていただきました。その管理棟の面積を「796平米」と申し上げてしまいました。実際は「79.49平米」でございました。ここでもって、改めて訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（大川隆城君）

それでは、1番議員の一般質問の継続に入ります。

教育行政について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま原田議員からの教育行政について、教育長の所信を問うという形で御質問いただいております。また、今議会におきましては、議員の皆様方から教育に関して熱い思いを抱いておられるということを私ひしひしと感じさせていただいております。私も誠心誠意で皆様方のお気持ちにお応えしていきたいというふうに思っております。

教育行政、教育長の所信ということでございますけれども、今日、社会は高度に情報化されておりますし、また、グローバル化競争も激化しておりまして、そしてまた、少子・高齢化が進む中において、次の世代の国づくり、あるいは上峰のまちづくりにとってどうしていくかということ、やっぱり人材育成が非常に高いものであると、そういうふうなことであります。

そういうことの思いも議員の皆様十分お持ちであるから、また今回の質問ではなかろうかと思っております。そういう中で、児童・生徒のことにつきましていうと、最近では学力が少し下がってきてはいないか、あるいはスポーツ体力テストなどでも運動機能が低下しつつあるんじゃないか、あるいは教育格差の問題とか、あるいは昨今では非常ににぎわしております本当に重大な事案でございますけれども、いじめ、そして不登校など、いろいろな課題が指摘されておるわけですが、そういうような課題の解決に向けてやっていくには、やはり私た

ちが一生懸命頑張っていかなければいけないと痛切に感じているわけでございます。

上峰の子供たちをどのように育てて、たくましく、心豊かに育て、そして、未来社会の形成者となってもらえるようにやっていく、これは教育行政に携わる者の一人として十分に責任を感じているところでございます。

そして、そのことは町民の皆様も十分御理解いただけるんじゃないかと。それは、町が実施しました町民アンケートの結果、これは平成22年度に実施されているわけですが、児童・生徒を持つ20代、30代の保護者の世代では子育て教育のまちづくりについて、これが上峰の魅力のある町だというふうに上げられているわけです。ですから、私どもはこの教育のまちづくりに率先して旗を振っていかねばいけないというふうに感じております。

したがって、確かな学力をつけてあげる学校、そして、豊かな心を持ち、健やかな体で知・徳・体を身につけた児童・生徒の育成、これが子育て教育のまちづくり上峰だというふうに感じております。

その次に、小学校はことし創立120周年を迎えると、こういうふうに関心したり、そう感じておりますけれども、この120年間、その中に上峰町には脈々と受け継がれている精神風土といえましょうか、教育風土といえましょうか、そういうものがあるんだというふうには感じております。

それは、そういうものがどこにあるかと言われるとあれですけれども、小学校の校庭に立っている二宮金次郎の銅像でございます。金次郎の銅像が教育風土とどうなるかということですが、しばらく時間を頂戴いたしたいと思っております。

「上峰村史」を読ませていただきますと、尋常小学校、昭和11年ごろの写真が「上峰村史」に載っているわけです。そこに二宮金次郎の像があるわけです。場所がちょっと違うものですね。ですから、昭和14年ごろにどうも改築されたようでございます。

そして、昭和16年が来るわけですが、その間に小学校は建っておりますけれども、16年になりますと、国家総動員法が発令されて金属類回収令が出ているんですね。したがって、その9月1日には官公庁、職場、家庭区別なく金属類が回収されている。ですから、昭和11年ごろに建っていた二宮金次郎の銅像は恐らくお国のために行っただけではなかろうかなと考えられます。そして、議員の皆様も御案内のとおり、小学校に建っているのが昭和17年8月7日の銅像でございます。

ですから、金属回収令が出ている非常事態のところでは上峰の町民の方は二宮金次郎の銅像を建てられたのでございます。ですから、その銅像というものは大っぴらにできなかつたんじゃないかと。私個人の考えですけど、それを町民の方は大事にこの教えをつないでいこうということで守ってきかれております。

その後、終戦後は日本の教え、教育について道徳が云々という形で随分占領軍の指導も受けているわけですが、そして、昨今ではああいう本を読みながら歩いたら交通事故に

遭うぞとか、あんなに荷物を担がせて仕事をさせてというような感じで、そういう二宮金次郎の銅像も姿を消しつつあるように聞いております。

我が上峰ではそういうことなく受け継がれてきている。そして、何よりも昨年の7月に小学校の「鎮西山」という広報紙で、こういう状態になっているけれどもどうにかなりませんでしょうかという校長先生のお気持ちをいち早く酌み取られて町民の方が修復されて、それまでは本を持っていなかったんです、押し折れてなかった。それを今現在は本をきちっと持っている。そういう二宮金次郎の銅像になっているわけでございます。

じゃあ、その二宮金次郎、これをどうして私はそういうふうに思うかといいますと、持っている本に私はヒントを持ちたいと思っております。二宮金次郎が手にしている本というのは、知恵と教えの宝庫である「論語」という本だそうです。これは確かめたわけじゃなく、本にそういうふうなことを書いてありましたので、たしか論語だろうと私も思っておりますが、その論語の中に繰り返し述べられているのが仁義礼智信、こういうものは現在の教育を考えていく上でも大変重要なものというふうに考えております。

思いやりの仁、道德の義です。礼儀作法の礼。そして、道德を知って正しく判断する智、そして、信義を全うする信という、こういうもの。これを今後の教育の中で大事に守り育てていかなければならない。そういうものをあらわしている二宮金次郎の銅像を昭和17年の金属回収令の非常事態の中で建立されて、そして、それを今日まで守り続けて、そして、昨年は修復してきれいに校庭に飾っているといいましょうか、児童・生徒を見守らせていただいていると、こういう風土を上峰の町民の方が守ってこられたと、教育に対する熱い思いをお持ちだというふうに思っております。

だから、この教育風土というものをしっかりと、そして、教育は学校だけでできるものではないと思っておりますので、こういうすばらしい気持ちを受け継いでおられる町民の皆様方のお力をかり、連携しながら児童・生徒を育てていきたいなと思っております。

それからまた、学校教育だけが全て教育ではございません。やはり生涯学習、皆さん方が上峰に住んでよかった、楽しいなというふうに思っただけのようにするためには、やはりそういう皆さん方に喜んでいただけるような施策もしていかなければいけませんし、そしてまた、町民文化祭に代表されるように、町民の文化、あるいは伝統文化、こういうものについてもしっかりと充実、推進させていかなければいけないなというふうに思っております。

それで、3つ目としましては、私の教育長としての基本姿勢でございますけれども、これは議員の先生にはお話をさせていただきまして、やはり「和をもってとうとしをなす」という気持ち、これが大事だろうと思っております。

事に当たっては和をもって、議論をして、そして、みんなで話し合いをして、その中からよりよいものを見つけていく、そういうふうな方針でいきたいなと思っております。その

「和」というものを、憲法第17条でいいますと「和をもって」の和というのは和やか、平和の「和」なんですけれども、私は車輪の「輪」の字と、そして話し合いの「話」、それに平和の和やかな「和」、この3つを当てまして上峰町づくりプラン、この第4次総合計画の中にあります飛躍、共生、協働、この3つに当てはめまして推進していきたいと思えます。

教育は100年先を見通した夢を描くこと、百年の計は人づくりにあるのではなかろうか。それをこれまでずっと実践してきている上峰町ではなかろうかと。今、70年を過ぎてきてると私は感じております。

この精神風土を大切に、未来に向けて次代を担う人材を育成する教育の創造に取り組むことを誓いまして、私の所信表明とさせていただきます。

以上です。

○1番（原田 希君）

所信表明ということで、3つ決意を述べていただきました。

最初にたくさんの議員さんから質問が出ているということで、皆さん興味関心が非常に高いということをおっしゃられました。確かに以前から、全議員さんが教育に対してもっと力を入れるべきということをおっしゃられているのは事実であります。

先ほどお話の中で、教育風土、上峰町にも古くからの教育風土、精神風土があるということで二宮金次郎の像のお話をされました。私もこれは初めてお聞きしました。

本当に教育というといろんな幅広い話になるんですが、私が一番思っているのは、やっぱり上峰町を、子供たちが大きくなって、ああ、ここで育ってよかったと思えるような上峰町を愛する心をしっかりと育てていただきたいなというふうに思えますし、そのためには教育行政のトップに立たれる教育長がしっかりとした柱を、うちの町は先ほどもおっしゃられましたが、こういうふうなことで今後教育に対してはこういうふうにしていくんだということを関係機関の皆さんにしっかりとお伝えをされて、これまで以上の連携をとっていただいて、子供たちの未来をつくっていただきたいというふうに思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で1番議員の質問が終わりました。

続いて、3番橋本重雄君、お願いいたします。

○3番（橋本重雄君）

3番橋本重雄が一般質問通告書によりまして質問をさせていただきたいと思えます。失礼しました。ちょっと挨拶がおくれました。改めまして、こんにちは。

それでは、1番目の道路整備についてということで質問をさせていただきたいと思えます。

三上地区のリックさんのところの変則5差路から吉野ヶ里町へ通ずる道路の路肩の件について、お尋ねをしたいと思えます。

前回、あそこの変則5差路のところの請願がたまして、総合的な計画書をつくるというような答弁をいただいておりますので、現況を見てみますと、家が建っているところにつきましては、路肩いっぱいまで道路が拡幅できていますので、離合するときとかは大変便利なわけでございます。それで、あの道路を見てみますと、上峰町と吉野ヶ里町との区切りがはっきりし過ぎまして、非常に上峰町の道路は見劣りがする状態でございます。したがって、路肩につきましては土地の買収も要りませんので、路肩の整備ができないものかというふうに考えましたので、ここに質問を出しておりますので、執行部の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、最近、防犯パトロールで町内を1カ月に1回、回っておりますけれども、その中で大変団地の中につきましては道路が狭くて、非常に離合するのもにも困る状態の箇所がいっぱいあるわけです。それで、今まで上峰町におきましては、農業政策については多大の経費をかけて整備をやっているわけです。サラリーマンといいますか、給与生活者だけの人については、その恩恵というのが、税金は納めてもらうけれども、その恩恵というのが大変少ないというふうに感じられるわけです。それで、やはりその人たちが住む周りの整備なんかは、率先して、してあげるべきものではないかなというふうに感じましたので、ここに出しておりますので、これも執行部の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、大きく町道の補修についてでございますけれども、町道を回ってもらうとわかると思っておりますけれども、至るところで水たまりができています。雨が降った後はもうほとんど、どこにでも水たまりができております。大体教育委員会の方たちがスクールゾーンですね、それから、町の建設課の振興課の人たち、町内の道路、月に何回ぐらい確認に回って現況を確認されているかですね。そして、それを町のほうに整備をするように具申をされているかどうかをちょっとお尋ねしたいと思っております。私が見る限り、余りにもほったらかしの状態が続いているような感じがしてなりませんので、そのところをお聞かせください。

それから、続きまして、教育委員会についてということで、1つ目には学校教育。学校教育の中で、私が議員になりましたからずっと言い続けておりますけれども、指導主事が上峰町だけいないということを教育長のほうから聞いておりましたので、ずっとそれを質問させていただいておるんですけども、全然進展するような状況じゃないように思えてなりません。それで、指導主事の採用を平成25年度はどういうふうに考えてあるか、お尋ねしたいと思っております。

それから、ICTの導入についてということで、これは新聞にも載ってございましたけれども、10市町の取り組みについて書いてありました。上峰町としてはどういうふうな考えを持っておられるかを御披瀝いただきたいと思っております。

続きまして、社会教育についてでございますが、社会教育については町民の交流の場であります町民センターを中心として、いろいろな行事を組んでもらう必要があるわけですね。

ども、私がここに書いております例えばの話ですけれども、分館対抗の体育行事とか文化行事の創設をされたらどうかなと思います。もう運動会を見てもらったらわかるように、分館対抗継走というのが一番運動会でも花形でございます。やはりこういう催しをすれば、分館の人たちも集まってきてコミュニケーションができて、いろいろなことができると思いますので、こういう考え方を持っていてあるかどうかについて、お尋ねをいたします。

続きまして、公民館長を採用して社会教育はどう変わったのかということで、もうそろそろ2年になりますので、成果も上がってきていると思いますので、その内容について具体的にお知らせいただきたいと思います。

続きまして、公民館長は必要かということで、最初に公民館長の勤務状態をお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、祭・行事の復活をとということで、実は先般、みやき町の町民祭があつていたので、私もちょっと見に行ったんですけれども、大変盛況で、皆さん活気に満ちあふれた状況を見てきたわけですけれども、上峰町についても、ここずっとお休み状態になっておりますので、もうそろそろそういうお祭りも始めて、町民の融和を図る時期じゃないかというふうに思いましたので、ここに質問をさせていただいております。町長の考え方を御披瀝いただきたいと思います。

続きまして、使用料の改定についてということで、これも私が何回か質問をしておりますけれども、町民センターの使用料が余りにも少ないということで、よその町村の状態も検討しますという答弁をいただいておりますけれども、いまだかつて何も状況の変わる様子もございませんので、再びここに質問しております。資料を要求しておりますので、それに基づいてまた質問をさせていただきたいと思いますので、資料の説明方をよろしくお願ひします。

続きまして、土地改良区内の農振除外についてということですけれども、これにつきましても、私が今まで質問をしてきておりますので、その後の進捗状況についてお知らせいただきたいと思います。

続きまして、来年3月の町長選挙についてということで、これについては前同僚の質問でも答えが出てきましたけれども、それはそれとして、私がここに上げたというのは、町長の意思がはっきりしないと、町長選挙の出馬を考えている人が取り組むのにちょっとちゅうちょされる分もあるかと思われましたので、質問をさせていただいております。

以上、質問項目はこれで終わりたいと思います。あと個々について質問させていただきますので、よろしく御回答をお願いします。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、道路整備についての①三上から吉野ヶ里へ通じる道路の路肩の整

備について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、三上から吉野ヶ里へ通じる道路路肩の整備についてということで答弁申し上げます。

この町道下津毛三田川線の南側につきましては、もう既に宅地として埋め立てられているところもございます。そうでないところにつきましても、路肩ののり部分ということで擁壁等をすれば、先ほど議員おっしゃるとおり、整備ができるかと思えます。

先般、私のほうもこの現場に行きまして、現地踏査をしたところでございます。当時につきましては、埋め立てしている宅地につきましては、私の記憶では大体のり下境界ということで、まだ国土調査がある前なんですけれども、そういう中で、今現在、宅地にされているところにつきましては、大体のり下ぐらまで引いたところで宅地にされているかと思えます。

そういう中で、現地を確認いたしましたところ、国土調査で実際幾らかの、境界の確定でずれはあると思うんですけれども、大体5.5メートルから側溝を入れれば6メートルぐらいの道路ができるような形で今下がってもらっているような現実でございます。

また、のり下につきましても、現在、のり下のところあたりが国土調査で定められた境界でありましたら、同じようなところで大体この路線につきましては、全体的には6メートルぐらいの幅員がとれそうです。今年度、先ほども言われたとおり、町道米多坊所線との変則5差路の交差点整備の概略設計を今やっているところでございます。

そういう中で、大体その交差点改良の概略設計が3タイプほど出ておりますので、今後はその3タイプをどのタイプにしていくかによって、法線等をにらみながら、あわせながら今後は計画をしていきたいと思っています。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、課長から答弁をいただきましたので、今後、計画書をつくるときに、それを含めてつくっていただくようお願いしたいと思います。

以上です。次をお願いします。

○議長（大川隆城君）

次に、②団地内側溝にふた、またはグレーチングの整備の必要性について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、団地内側溝にふた、またはグレーチングの整備の必要性についてということで御答弁申し上げます。

この必要性については十分あると私思っております。都市計画を引かれる前に開発されま

した住宅団地につきましては、側溝が今も小さく、ふたがなく、道路幅員も十分でない団地が存在しております。そのような形で、側溝を整備することによってふたを設置し、排水がよくなり、道路幅員が広がるのは当然と心得ております。

町といたしまして、今、整備が数年とまっております下津毛団地及び切通団地につきましては、ことしから計画的な側溝整備を再開しているところでございます。まだ整備を行わなければならない団地、井手口等の団地もしかりなんですけれども、まだまだちょっと財政的に困窮しているところがございますけれども、このような形で都市計画前に引かれた団地については、今後、側溝の整備をして道路幅員拡幅及び排水問題に取り組んでいきたいと思っております。

○3番（橋本重雄君）

今、課長から申されたように、今回は下津毛と切通のところを整備したいということでございますので、大変いいことかなと思っております。それで、一遍に整備をせろといっても、財政問題もありますので、今後、こういう地域については計画的に施工をしていただきたいというふうをお願いして、この項を終わります。

○議長（大川隆城君）

次に、③町道補修についての考え方、これにはパトロールの件も含めて執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の道路整備について、③町道補修についての考え方の項にお答えをさせていただきます。

今、議員が申されましたとおり、大変厳しい財政状況、今からも続いていくということでございます。その中で、必要な箇所、これまで我慢をお願いして、計画がとまっているような状況にある箇所について、計画的に優先度を行政で議論し、また議会の皆様方の請願の内容もしっかり受けながら判断していく必要があると、全部一遍にできるわけではないということは議員と理解を一致しているところだと思います。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、道路パトロールについて答弁申し上げます。

ことしから毎月第3日曜日に町民市というのを始めております。その第3日曜日の前の金曜日に、町民市の毎月1回、広報活動を今しているところでございます。一応、広報につきまして私が担当ということで、私が金曜日の午後3時ぐらいから広報車に乗って広報活動しておりますけれども、その折に、先ほど申されたような形で道路のパトロール等もあわせながら、今現在しているところでございます。

橋本議員おっしゃるとおり、先般の質問の中でスクールゾーンだけなっとん早く何とかな

らんかなという質問がございました。確かに道路、悪いところは非常に多いものでございます。それについては議員の言うとおりに、振興課としても認識しているところでございます。

以上です。

○教育課長（小野清人君）

それでは、橋本議員の教育課としてのパトロールの件をお答え申し上げます。

御存じのとおり、私も教育課としては週に1回から2回、火曜日と木曜日、それぞれ御協力いただく団体でございますので、その折にパトロールを町内くまなくやっております。その際に通学路、スクールゾーンなどの通学路なんですが、通学路の道路状況も非常に悪いのは承知しております。その辺については、振興課とも協議をしながらやっていきたいというふうに考えております。

財政が担当するところでございますが、町民センターのすぐ前の北側の道路につきましては、砂利等を補修していただきまして、今回、今現在は水がたまらないような状況にしてもらっていただいております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、答弁をいただきました。なるほど、パトロールはあっているというふうに思います。けれども、実態的に改善が余りにも見えないので、町民の方から私のほうに、大体役場の行政はどんなふうになっとつとですかと、いつまでも同じような状態で子供を学校に通わせているんですかというような質問をいただくんですよね。それで、やはり私も今まで言ってきましたけれども、スクールゾーンなんかは子供たちが歩いていくとき特に、もう雨の降った後なんか、うちの前も同じですけども、水がかかっておるわけですね。ですから、やっぱり子供たちも朝から水浸しになって学校に行くようじゃ勉強もやりたくないだろうと思います。したがって、やっぱりスクールゾーンだけでも早目に計画をしていただいて、整備をしてもらいたいなというふうに考えていますが、町長の考えをもう一回お願いします。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員の再度のお尋ねであります。先ほど申しましたことに加えて、やはり子供たちの安心・安全というのは優先すべきだという御指摘だと思います。

その安心・安全を守るという観点から、その子供たちのスクールゾーンについても優先度をつけながら、その全体の我慢をお願いしている道路状態が悪い箇所について、行政で議論しながら改善に向けて努力をしていきたいというふうに思います。

特に今上がっている案件、三上地区の道路状況についても長らく、もうどれぐらい前になるでしょうか、かなりの時間がかかって改修ができていないという状況にあると聞いておりますし、ほかにも八枚地区、坊所新村地区の道路舗装についても、これは請願事項でございます。私が繰り返し申し上げたいのは、スクールゾーン、子供の安心・安全はもちろん考え

ながら、かつ議会の請願案件、また行政内で優先すべきところというものを総合的に一つ一つ順序をつけながらやっていくことの対応しかできないと思っております。

特に役場での優先度というものも、限られた財政の範囲の枠で大きな事業ができない場合、まずできるところから始めるということで優先度の順序は変わることもあるかもしれません。それは、こうした財政状況でございまして、でき得るところからやっていくという視点で行かなければいけないということの共有をぜひしていただければと思います。その都度、この道路の改修舗装について決めることが、優先度を聞かれば、決めた優先度を聞かれば、それは御説明をさせていただくと。その部分はオープンにしながら、議員の皆様の要望に積極的に応えていけるよう限られた財政の範囲内で努力していきたいと思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

町長の考え、わかりました。

それでは、ちょっと視点を変えまして、今度新しくなられましたので、教育長さんの考え方を御披瀝いただきたいと思っております。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員の御質問に教育長としての考えを申し述べさせていただきます。

確かに、補修をすべきところは、私たちもパトロールをしておりますので、やっていかなきゃいけないということは十分に承知しております。それをやっていくという形では思っております。まず当局と十分に話し合いをして、そして、子供たちの安全・安心のためには一緒になって話を進めさせていただきたいとは思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今の答弁を聞きまして思うんですけれども、やはり原課の方たちが親身になって、一生懸命になって要求をしないと、受け入れる側はなかなか受け入れられません。特に、うちの場合は今、財政的に問題があるということが前提になっていきますので、特に難しいわけですが、やはり熱意というのが一番だと思います。それで、やっぱりちゃんと原因を持って要求をするということをきちんとやっていただきたいというふうに思います。

それから、道路財源については、国から交付金が来ていると思っておりますけれども、それを充当されている分について、ちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

執行部、答弁いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

通告に詳しくございませんでしたので、資料の用意はできておりませんが、今、抱えている道路案件で検討しているもので、私の記憶があるものについて述べさせていただきたいと

思います。

請願に上がっております八枚、坊所新村の道路舗装については、国の交付金を活用させていただきたいと、社会資本整備交付金の活用を考えているところです。先般、皆さん全員協議会の際にお答え、少し事情を伝えさせていただきました三上地区の交差点については、交差点、あわせて町道の整備については、防衛補助というものを検討する上で、特定防衛施設関連市町村交付金の活用をどうするかというところでお伺いしたところ、議会の皆様方からも防衛補助が可能かどうかを考えた後に、この調整交付金を検討してよしという声をいただいたものということで、今後、その両にらみで考えていくことになると思います。

今現在、米多坊所線ですか、ここについての国、もしくは県の補助金については、担当課長から申し述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

ちょっと私の質問が的確に的を射ていなかったと思うので、もう一回ちょっと言い直しますけど、道路財源として自動車重量交付金とか、そういうのがあるわけですよ。そういう国から来ている分で、そこらをどこに充当されているかをお尋ねしているんです。それで、担当課長のほうによろしくをお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

橋本議員の質問ですけれども、非常に申しわけないんですけれども、一応振興課としては、ちょっとその重量税等の配分に対する予算の配置等については認識しておりません。

○3番（橋本重雄君）

今、振興課長が申されましたけれども、今はその状況が変わっているかもわかりません。私が在籍していたときには、そういうふうな報告書はちゃんと要求はされていまして、どの部分に使っているということが報告されておりましたので、ちょっとそういう記憶がありましたので質問をしたわけですので、後でわかれば教えてもらえれば結構です。

○議長（大川隆城君）

次に進んでよろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

教育委員会について、まず、学校教育の指導主事の必要性、採用の考えはという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま質問の中に、橋本議員さんから教育委員会について、そして、指導主事の必要性、採用の考えはということのお尋ねでございます。

先ほど橋本議員さんの言葉の中にもございましたけれども、確かに、私の記憶ですけれども、議会だよりなどを読ませていただきました限り、予算特別委員会、あるいは9月議会の

一般質問などで指導主事についてのお尋ねがあったというふうに承知いたしております、確かに議員の皆様方から指導主事について御質問が上がっているということを承知しております。

そこで、指導主事の必要性、採用の考えについてでございますけれども、必要性については、もう私も喉から手が出るくらいの思いであります。それはなぜかといいますと、現在、社会は非常に大きく変化しております、また、教育のまちづくりもしていこうというふうに考えているわけですが、この指導主事の必要性、役割というのは、やっぱりこの上峰町、ここで展開される教育活動への指導、助言という大きな役目がございます。そしてまた、先ほど二宮金次郎のお話もしましたが、地域に開かれた学校づくりのためには、地域の皆さんのお力もかりながらやっていかなければいけないと私は考えておりますので、やはり開かれた学校づくりのための学校経営のために、その指導、助言というのをぜひ欲しいなというふうに思っています。そして、地方分権も推進されてきますから、地方行政の一員といたしまして、自治体において教育施策の立案や実施の過程において、基礎データの作成とか基本方針の作成など、そして、教育をどうやっていくかという指導、助言に当たってもらいたいと思っています。

そういう意味からしまして、私も必要性はもう切に願っているところでございます。具体的には、サマースクールなどに現在取り組んでいますけれども、これのより有効な活用などについても求めていきますし、学力向上の立場で申しますならば、やはりICTの利活用の教育、こういうものの指導的役割も担ってもらおうと思っているわけです。そして、さらには学校現場と教育委員会、そして、東部教育事務所等のかけ橋の役割を担ってもらおう、そういうことも思っておりますので、どうかこの議会の皆様方の御理解をいただきまして、指導主事を設置していただければなというふうに思っております。

そしてまた、県教育委員会のほうでも教育委員会規則には指導主事と、それから副校長、それから指導教諭の項をきちっと明記しなさいというふうに指導をしていますので、町の教育委員会といたしましても、教育委員会に諮りまして、規則の改正を進めていこうというふうに考えております。

次に、採用の考えのお尋ねがありましたけれども、指導主事の採用につきましては、私は東部の教育事務所を通しまして県教育委員会にお願いしようと思っております。ただ、町の教育委員会としましては、必要性は高いとは熱望しているんですけども、何しろ予算を伴う以上は、予算特別委員会で話し合わなければどうにも先に進まないのではないかと私は考えておりますので、ここで採用の考えはと言われても、私はこれはそれだけ予算特別委員会をお待ちしておりますということで、答弁を終わらせていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

指導主事の必要性というものは、教育長を初め教育委員会のほうから日ごろから、また議

会のほうからもその必要性について求められておることを承知いたしております。私もその重要性は理解しておりますし、今、教育長申されました予算特別委員会というのは、来年度の予算について、この場で申し上げるべきでない、私が申し上げるべきじゃないという立場でございます。それをかわりに言われたことだというふうに受けとめていただければと思いますが、一つの小学校、一つの中学校で、この指導主事、本当に必要なのかという議論もあわせてあるところでありますが、教育委員会としては、これははじめの問題、また教育の問題、学力向上、小中連携、こうしたことをスムーズに行っていくためにも必要があるというふうに御判断されているところで聞いております。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

教育長さんの答弁を聞いていますと、何か他人事のように、私はちょっとおかしいなと思いました。やはり自分ところで欲しいなら、それを一生懸命に予算当局にお願いするのが筋じゃないですか。よそ様の何か物事のような考え方で考えてもらっては困りますよ。やはり予算要求するからには、担当課が熱意を持って説明をして予算を獲得しないと、誰もつけてあげませんよ、その考えじゃ。だから、来年度絶対かというところではないでしょう、それは財政の状況もありますから。それでも、やはり担当課としてはぜひ来年度からお願いしますという気持ちでお願いしないことには設置はされないと思いますよ。

それから、以前に聞いていましたけど、IT事業で非常に困るからということで聞いていましたけど、IT事業にはそんなに関係ないんですか。前の教育長は、それを極端に強調されてましたよ。今、よその市町でも同じですけども、ほとんどIT事業に力を入れていると思うんですよね。それで、上峰町の場合はどんなふうな状況になっているんですか、お伝えください。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員の前段の問いには私が答えるべきだと思いますので、お答え申し上げます。

やはり圧力をもう少し原課にかけて、予算獲得すべきという方針で私は課員に求めておりません。この町財政を好転させるためには、課長級管理職がしっかりこの財政全体を俯瞰して、今、本当に出すべき予算かというものを慎重に議論して、それでもなお必要なものというときに限り出すようお願いしているところでございます。

むしろ、出すことを、要求することを妨げるものではありませんが、この財政状況をみんなでも共有して、意識を高めて改善していくという気持ちをまず持っていただいて、その中で順序として2番手にできるところから緒をつけていこうというふうな話の進め方で職員もいただきたいということを求めておりますので、安定的な財政状況であれば、橋本議員のおっしゃるような課からの予算要求というものが、全体として予算をつけることができる環境がつかれると思いますけれども、今は佐賀県で実質公債費比率ワーストワンです。こ

れを改善していくためには、まだまだ我慢が必要です。課題もたくさん残っています。機能強化事業、大変な事業額がかかります。こういう状況で、けさ方も会議で聞きましたけれども、今から徐々に改善していくというような状況をつくるためには、まだまだ我慢が必要だということを共有したばかりでございました。そういうつもりで課長が、また教育長が発言されることをぜひ理解していただきたいと私は強く、橋本議員にもその理解の共有を求めたいと思います。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

私は町長の考え方にはちょっと賛同しかねます。やはり予算というのは原課が要求して予算ができるわけですから、原課がちゃんと要求しないと、上からトップダウン的に、そんなふうに抑えていくものでもないと思うんですよね。予算というのはずっと積み上げてきていって、最終的に査定で町長がするわけでしょう、そうじゃないですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員の最初の質問でございました。私ども教育委員会としては一生懸命頑張っておりまして、平成25年度予算要求、確かに指導主事の件は要求をさせていただいております。何とかこれを突破して、指導主事の席をいただければというふうには思っておるわけですが、それを決められるのは私では採用はわかりませんというふうにお答えさせていただいているわけです。ことし、平成25年度の予算要求はしっかりとさせていただいていることを御報告いたします。

○3番（橋本重雄君）

教育長さんの答弁、よくわかりました。頑張ってください。

町長にお尋ねしますが、それならね、私は後で質問しているから言おうと思ったけど、公民館長なんかどうしているんですか。そんなら、今までなかったのを、お金がないならつくらんでもよかったですでしょうもん。おたくのような言い方すれば当然要らないですよ。ちゃんとするべきことがまだいっぱいあるじゃないですか。それからしてもよかったんじゃないですか。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員にお答えを申し上げます。

公民館長初め、職員負担がかなり多くなってきているのは周知の事実でありました。そのときに申し上げましたように、実際の類似団体比率でも全国2番目、今は3番目になりましたけれども、職員数がかかり減少する中で、病にかかる方が出てまいりました、心の病であります。また、いろんな心身の病気にかかられた方もいらっしゃいました。そうした状況は、やはり職場の環境改善に努めなきゃいけないと私は判断し、かつ財政的にも迷惑をかけないように給料の半減ということを上申し上げまして、教育委員会からの提案を私はのんだところ

でございました。

今後もそういう視点で行きたいと思います。職員数については適正な人数をきちっとそろえながら、そうした心身の病にならないような環境をつくっていく必要があるというふうに申し上げておきたいと思います。

また、先ほど御質問ございました。財政が健全化をするということを目標にするならば、やはり私の考え方は、管理職はその共有をしていただくべきだと、まず1番目にそれを考えていただきたいというふうに思っています。その次に、議会が求めるもの、また、町民の皆さんからの意見等を聞きながら、必要などころには予算をつけていくということでは健全化はできないというふうに思っています。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、町長のお話を聞きました。町長の気持ちもわからないではありません。しかし、予算の組み方というのは、ある程度標準的なものがございますから、それに沿った予算の組み方をしてください。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に、ICTの導入について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員のICTの導入についての御質問にお答えさせていただきます。

最近といいましょうか、ずっとこれまで学力・学習状況調査等が実施されています。ここ最近では抽出でございましたけれども、そういうふうな調査から見ますと、やっぱり学習における基礎・基本を身につけていないなというような、ちょっと弱いなという部分も見受けられます。ですから、そういう低学力といいましょうか、ちょっとこれを教えたらもっと伸びるかなというような児童・生徒が顕在化しておりますので、そういう子供さんたち、わかりやすく申しますと、わからないというグループ、児童・生徒がおったときに、ちょっとヒントを与えればずっと解決していく、そのわからない子供さんと、TTをして、少し詳しく接していったら、そしてわかってくれる子供さんと、もう少ししっかりと勉強させないとわからない、そういうわからないにもいろんな段階がございますので、そういうときに一つの教える手段としてICTが非常に効果があるというふうに考えました。それは、奈良教育大学の教授の先生、つい先日、吉野ヶ里町の東脊振中学校で研究発表がございましたけれども、そこにちょっと参観に行かせていただきましたけれども、そういうふうにしてわからない児童・生徒に手段としてはとても効果的に利用できるICTですよというふうに言われまして、ああ、なるほど私もというふうに納得して帰ってきたところでございます。ICTというのは、子供にヒントを与える、興味、関心をまず持たせることも大事です。そして、つまずき

やすいところで繰り返しそれが利用できる、黒板は板書で一度消したら、もうあとは使えないわけですが、それを何回でも子供たちに提示できるということですね。ですから、それが定着に向けてやっていけるんじゃないかというふうに思っております。

ICTというのは、私の考えといいましょうか、上峰町の教育委員会としましては、電子黒板、これについてまず取り組んでもらえたらというふうに考えておまして、その電子黒板につきましても、佐賀県内まちまちでございます。佐賀市とか多久市のように、全クラスに配付しているところもございますけれども、一方では学校に1台とか、または1台もないということも県内にはございます。三神地区では設置が進んでいる学校で3クラスで1台ということ、こういうふうな状況もございます。

じゃ、上峰町としてどういう考えを持っているかということをお申しますと、平成25年度につきましても、今現在1台あるものを小学校では各フロアに1台設置させていただいて、中学校では各学年に1台、これは何としてでも設置させていただきませんかということで、平成25年度予算要求を上げさせていただいております。

そういう状況で、とにかくICTはいろんな手段ございますけれども、電子黒板というものを使って、大きく教室で提示させて、繰り返し子供たちに指導できるように、先生はその黒板の後ろに立って映像を中心にして子供たちに関心を持ってわかってもらえるような指導をさせてもらうというふうに思っております。ですから、ICTはぜひ設置させてほしいと思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

教育長さんの考え方については理解できますので、予算獲得に向かって頑張ってくださいと思います。

ここにちょっと新聞の記事なんですけれども、ICTを活用して成果があったという文が載っているんですけど、ちょっと読み上げてみたいと思いますけれども、やっぱりこのICTの活用で大変子供たちの教育がうまくいっているという実例を挙げて話してあるんですけども、この人は内田さんという先生ですけれども、10年以上、こういうICTの活用の会議の中に入ってある方らしいんですけれども、やっぱり子供たちの表情や学習意欲が大きく変わり、可能性を実感したということを書いてあります。それで、また違う日の新聞ですけども、このICT教育に取り組んでいるのが隣のみやき町ですね。みやき町につきましては、来年度から小学生に1人1台の端末整備を検討していたということでしたけれども、予算が余りにもちょっと膨大になるということで、今、少し検討をするというふうにご書いてありますけれども、取り入れるのはもう間違いないようです。したがって、上峰町とみやき町の生徒が将来比較していくと、だんだん差がつくような状態になると思うんですよ。だから、これにつきましては、結構金額がかさむ関係で国の補助、県の補助とかを、そういうふうな

要望をしっかりと市町村からもお願いしていったら、こういう取り組みができるように頑張ってもらえばなというふうに感じております。

以上で、この件は終わります。

○議長（大川隆城君）

次に、②社会教育について、町民の交流を推進するために、分館対抗の体育行事、文化行事の創設をという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員の社会教育について、町民の交流を推進するために、分館対抗の体育行事、文化行事の創設をというお尋ねについてお答えさせていただきます。

まず、分館対抗の体育行事についてでございますけれども、これはもう議員も御案内のとおり、平成19年度までは町スポレク祭というのが開催されていたと思います。その趣旨というのは、町民にスポーツ・レクリエーションの場を提供することによって、スポレクの活動への参加意欲を喚起しまして、もって本町の生涯スポーツ振興と明るく輝いた町民生活の一層の充実に寄与する、そういう目的であったと思っております。

種目としては、私も参加させていただいておりましたけれども、グラウンドゴルフとかペタンク、ソフトバレーもございました。そういうものが実施されていたというふうに考えております。それは平成20年度になりまして、4月に歩こう大会が開催されることになりまして、5月のスポレク祭、そして、10月の町民体育大会の開催ということになってきたということから、各地区の分館長様の負担が大きくなってきて、さあどのようにしたものかというふうな協議がなされまして、いろいろ御検討がなされて、そして、現在の形になってきたと。町スポレク祭がちょっと取りやめたというふうな経緯だというふうに考えております。

現在は、したがいまして、大字地区でそれぞれスポーツ・レクリエーション大会というのを開催させていただいておるわけでございます。その地区の分館長さんが集まりまして、期日を設定し、種目を決めまして、その地域での交流をしていただいている。その大字の交流はしています。じゃ、町民の交流は、それは10月の町の体力づくり体育大会ということで御理解いただければと思います。

それじゃ、町単位でスポレク祭をしていたころと、じゃ、今現在の地区別でのスポーツ交流のレクリエーション大会で集まった町民の方々はどのくらいだろうかということで調査をさせていただきましたが、平成18年度のスポレク祭では588人ございました。昨年度の大字、地区別のレクリエーションでは489人になっております。ですから、100人ほどの違いはありますけれども、それぞれの地域で町民の方の交流はできているのではなかろうかというふうに考えておりますので、分館長様たちの負担も考えながら、今現在、進むべきかなと思っておりますが、今後一層の交流をしていくためには、一方ではやはり分館での参加者集めがポイントですので、毎年2月に実施しておるんですけども、大字地区の連絡会、あるい

は地区のスポーツ交流事業等にスポーツ委員さんが出前教室で出向きまして、そして、いろんな情報をいただきながら、分館対抗がよりきめ細かくて、もっと集客ができる大きな大会になっていくようにというふうなことを模索しながら、よりよい交流をできるように努力していきたいなど、ですから、そういう会議を持ちながら充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

教育長さんがおっしゃることはよくわかります。それは分館長さんにも負担はかかるし、以前はスポレク祭をやったのが大字別でやってあるということも承知しております。ただ、やはり大字ごとでもいいでしょうけれども、町民みんなが集まって楽しくゲームができることもいいんじゃないかなというふうに私、感じましたので、ここに質問をさせていただいているわけですが、これは今後の検討課題としていただきたいと思います。

以上です。この項は終わります。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員さんに失礼いたしました。文化行事の項を忘れておりましたので、追加させていただきます。

文化行事の創設につきましては、確かに以前は町民センターでいろいろな方をお招きして、講演などもしておられたというふうに覚えております。最近はその数が少なくなったということもありますけれども、今現在はブリヂストン久留米の吹奏楽演奏などをさせていただいていると思っています。

そこで、近隣の町の開催状況をちょっと尋ねてみましたが、年に2回しているのが基山町と吉野ヶ里町でございました。年に1回は隣のみやき町と我が上峰町でございますので、なかなか区の文化行事の創設については、どちらも御苦労はされているのではなかろうかと思えます。

教育委員会といたしましては、公民館教室、学級としての女性セミナー、あるいは高齢者教室など合計18回開催させていただいておりますし、文化行事の創設につきましては希望としては持っております。現時点では、今現在、現状維持という形で進めたいと思っております。今後、いろんな面で考えられるときが来れば、また検討させていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

公民館長を採用して社会教育はどう変わったのかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員の公民館長を採用して社会教育はどう変わったかというお尋ねについてお答えさ

せていただきます。

改正されました新しい教育基本法では、生涯学習の理念とか家庭の教育などの項目が新設されまして、やはりしっかりやっっていこうというふうなことがうたわれてまいりました。

そこで、新しい法体制のもとで、公民館は地域の生涯学習、社会教育の拠点として住民に学習機会を提供し、人との結びつきを強める地域づくりを推進していかなきゃいけないというふうに思っております。

公民館長を採用してと書いてありますけれども、本町では専任の公民館長を配置して社会教育、公民館活動に取り組めるようになったということが非常にありがたく思っております。

ことし、平成24年から25年まで上峰町は、地域の三神・鳥栖地区の公民館連合会の事務局に当たっております、したがって、いろいろな行事、会長として取りまとめをしていかなければいけなくなっております。来年までこれが続きます。当然、この会長の職が鳥栖・三養基地区だけではなくて、県の公民館の理事になっていくわけでございます。だから、そういうふうな体制、この地区を取り仕切っていく、まとめていくという役割を上峰町公民館は担わされているわけございまして、したがって、どう変わったかと、上峰町公民館はきちっと社会教育活動ができて、地域をまとめて県の中でも十分に発言する力を持つていくことができたということ、本当にありがたく思っております。

それからまた、じゃ、どのように変わってきているかということにつきましては、社会教育委員会がことしも5月に行われました。そして、生涯学習審議会にも出して、年間の行事報告、そして、次年度の行事計画、予算などについてもお諮りしておりますので、そこできちっと御報告して、認めていただいておりますことを御報告して、終わりたいと思います。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、教育長さんのほうからる御答弁がございまして、ああ、そうかなというふうにも感じましたけれども、実際、私たちが感じている状態ではそんなに変わったというような感じがしなかったの、私はこういう質問をしておるわけですが、結局、県とか郡の役になるために何か館長を置いたような感じにしか聞こえなかったんですけど、いかがですかね。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員のお尋ねにお答えいたします。

兼務の公民館長から専任の公民館長になったのは平成23年度ではなかったかと思っておりますので、平成24年度からこういうものが来るから専任にしたというふうに私は記憶はしておりません。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

公民館長を置いてどういうふうに公民館が変わったかということについては、町民の方が感じられることだと思いますので、私がとやかく言う必要もないかだと思いますので、この項についてはこれで終わります。

○議長（大川隆城君）

次に、公民館長は必要かという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員の公民館長は必要かというお尋ねにお答えさせていただきます。

先ほどからも申し上げさせていただいておりますけれども、もともと公民館長というポストはありまして、配置をしていただいていた。それが一時期兼務になったということから、平成23年度また再び専任の公民館長になしていただいたというふうに思っております。

ですから、先ほどから申しておりますように、活動業務の負担軽減とリーダーの存在というのは公民館運営には欠かせないというふうに考えておりますので、これからも公民館長は絶対に必要だというふうに教育委員会としては認識しております。公民館長の任命は、教育委員会ということになっておりますので、私が任命するわけじゃない、教育委員会のほうで必要と判断していただければ、そのまま専任の公民館長を置かせていただきたいと思っております。

○3番（橋本重雄君）

ただいまの答弁では必要ということですので、それでは、担当課長にお尋ねしますけれども、今、公民館長の勤務の状態についてお知らせをお願いしたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員の御質問にお答えさせていただきます。

公民館長は、先ほど申しましたように、教育委員会が任命しておりまして、非常勤の特別職でございます。したがって、監督は教育委員会で、その代表の教育長が持っていると思っております。したがって、私がきちっと把握をして、毎月の行事予定を提出させ、そして出勤簿を捺印させ、きちっと管理しておることを御報告して、そのお答えにさせていただきます。

○3番（橋本重雄君）

今の答弁では、1カ月ごとに勤務状況を変えるわけですか。それで、月曜日から金曜日までの時間割り振りをお尋ねしているんですけども、よろしく申し上げます。

○教育長（矢動丸壽之君）

お尋ねにお答えさせていただきます。

非常勤でございますので、1週24時間という時間で皆様方からいただいているところでございます。したがって、ウイークデー5日が午前中でございます。そして、月曜日と木曜日に2時間ずつで合計24時間というふうになります。ただし、非常勤でございますので、

必ずしもその日に来るとは限りません。きょうも20時から成人式準備の委員会がございませう。10時ほどまでであると、2時間あります。したがいまして、きょうは月曜日ですけれども、きょうは午前中で帰りました。きちつと帰るときには私に報告をしてから帰るようにという指示は出しております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

勤務状況については、教育長がおっしゃるとおり、教育長の指示でされているということはおわかりました。

次に質問ですけれども、教育長がかわられるまでは別室におつてあつたんですけれども、今、何か聞くところによると職員と一緒に執務をされているような話ですけれども、どうしてそういうふうに変わられたか、お尋ねします。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員の質問にお答えさせていただきます。

私は10月27日からの拝命でございませうけれども、勤務が始まつたのは29日の月曜日からでございませう。教育長の椅子に座りまして、用務があつたときに公民館長を呼ぶときに電話で呼ばなければいけない、あるいはまた私が歩いていく、あるいは職員を使つて館長にというふうにしなさいいけないという不便性がございませう。

私は、先ほど申しますように、教育長は公民館長を監督するその責任を負わされていると思ひましたので、私の部屋のところに来ていただいて、そして執務をしていただこうというふうにお考えました。そしてまた、それは職員に尋ねました。私の一存ではしておられません。職員に話をしておして、こういうふうにして公民館長の椅子をこちらに持つてこよと私は思ひますが、私は館長をこちらに座らせておきたいというふうにお話をしておして、課長、副課長、係長を呼びまして協議をいたしまして、連携がすぐということ、それではその方針で行きますよということでお決めしました。先ほどから、私、一番最初に申しました。和をもつてとうとしとなすということをお実践させていただきます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

前任の教育長に私がここの席で、要するにみんなと一緒に執務をさせたらどうですかということをお三お願いしたんですけれども、実現できていませんでした。今度の教育長さんは大したものですよ、あの方をお中に入れてられたから。お褒めの言葉を言つておきます。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。3番議員の一般質問の途中ではございませうが、ここで休憩をしたいと思いますがお、御異議ございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、14時35分まで休憩いたします。休憩。

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時35分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

3番議員の第3項目、祭・行事の復活をという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の祭・行事の復活をの質問の、町民を一堂に集めた町民祭を行う時期に来ていると思うがという御質疑にお答えをしたいと思います。

これはかねてから議会からも申されてまいりました祭・行事の復活を望む声があることを重々承知する中、これまた恐縮であります。財政状況の見通しがまだ立たない状況の中で、経緯としては商工会の皆様中心に予算のない状況でもやはりにぎわいをつくっていく必要があるんじゃないだろうかということで、鎮西山を舞台に桜祭りの企画をされているところであると認識しています。

私どもとしましては、こうしたボランティア意識の高まりの中で、町財政に負担をかけないでやろうという御意思を尊重しながら、このイベントの充実を図っていくことで、お祭りをつくり上げていきたいというふうな立場に立って、これまで努めてきたところであります。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、町長の答弁をお聞きしまして、そういう答えが出るかなと思っておりました。

それで、私も先ほど申し上げましたように、この間、みやき町の町民祭を見に行っただけですけども、なかなかやっぱり活気があって、町民一丸となって頑張っているところを見ると、ああ、やはり上峰町でもああいうふうな行事をみんなが集まって、わいわい騒げるような行事があってもいいかなと思ったので、ここにちょっと今までもほかの議員さんもおっしゃっていましたように、そろそろそういう時期も、金はかけなくても、そんなにかけなくてもいいから、ある程度のボランティア精神でもらう形でもできないわけではないと思うので、そういうふうな気持ちを持って今後進んでもらえばなと思いますので、よろしく頑張ってください。

この項はこれで終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

使用料の改定について、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

それでは、ホールの使用料について御答弁申し上げます。

町民センターの使用料は、特にホールの使用料の減に基づきまして、平成23年4月、みやき町こすもす館がオープンしたことにより、これが一番原因ではないかと思っております。そればかりでもなく、また、高齢者によるサークル活動の解散、使用料の思惑であったカラオケ教室の中止など、また、子供の減少に伴うピアノの発表会の中止等、いろんな原因があるようでございます。

このようなことから、今後、生涯学習推進審議会に諮問をし、方向性を見出していきたいと思っております。また、対策につきましては、広報紙へ掲載し、PRを行い、依頼のお願いをするとともに、利用者のニーズに応えてまいりたいと思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

ここにホールの使用料調べというのをいただいておりますけれども、町外使用につきましては上峰町の場合は3倍ということで、よそに比べたらちょっと各段に倍率が高いみたいな感じですね。特に、みやき町のこすもす館については1時間に1千円ですから、3倍になっても、うちの午前中の金額よりも半分で済むわけですから、ちょっとこれはもう問題外ですけども、上峰で一番今、こういう催しをするのに競合しているのが千代田のはんぎーホールだと思うんですよ。はんぎーホールが、これが平日料金で土曜、日曜日、祭日についてが1.2倍ということですので、やっぱりうちの3倍とは格段の差があるわけですね。これ話聞きますと、もうとにかく予約がいっぱいでなかなか入れないという話を聞いています。だから、上峰町もやっぱりこんなに立派な施設を持っているわけですから、宝の持ち腐れにならないように、ある程度料金については検討が必要な時期だと思うんですよ。

それで、これも私がもう以前に質問をしておりましたので、そのとき検討しますということの答弁をいただいておりますので、どういう検討をされたかをお尋ねいたします。

○議長（大川隆城君）

答弁いかがですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員のお尋ねに、どういう検討をされましたかということのお尋ねでございまして、先ほど課長が申しましたように、生涯学習推進審議会のほうにお話をして、そして会長さん、その方からより活性化するためには、方策をいろいろ講じなければいけないんじゃないかという提案をいただいております。それで、今、生涯学習課のほうで私が指導しているのは、PRをしようというて、ただ口で話しただけでは相手さん、聞かれた方もどういう施設かわからないんじゃないねと言っています。だから、何かそういうふうな案内ができるものを工夫できないかねということでお話をしております。

一番わかりやすく言うならば、平成7年に町民センターができておりますけれども、そのときにはきれいな案内ができ上がっているんです。だから、そういうものをもう既に、この時期に来ておりますから、もう一度いろいろ町の財政のほうにも相談して、必要とあれば、これだけ収入が減っておりますので、やっぱり努力するためには、少しは身銭を切ってもPRに努められるような手段を考えるべきではなかでしょうかということ、今、そういうことについて生涯学習推進審議会のほうでまた検討しようというふうに話をしておるところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、答弁をいただきましたが、要するに料金が高いと、やはり皆さん、その会に出てくるためにお金をもらわんといかんものですから、なかなか運営が成立しないという話を聞くわけですね。だから、この3倍というのを何とかして、また、よその市町並みに下げようという検討を今後していただければというふうに思います。

以上です。この項は終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

土地改良地区内の農振除外について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の5番目の質問でございます。土地改良地区内の農振除外について、その後の進捗状況はとお尋ねでございます。

先般申しましたけれども、この農振除外について大変難しい農地法の厳格な読み方に伴い、難しい状況が続いておりました。県に問い合わせ、一番ベストな方法ということで市町村が条例に基づき策定する、地域の農業の振興に関する計画を定めるということが必要だということで、そのベストな計画について協議、勉強会をしたところでございます。

今、御承知のように、土地改良事業で新たな地下水位制御のシステムを導入するという事業が進められている中、土地改良区とも協議をした結果、非農用地の境界の確定というものが必要であるということ、また、今進めている地下水位制御システム事業についても執行できないというような状況が、この計画を策定する上で必然的に出てくるということが判明しまして、ベストでない手段ではございますけれども、改めて27号計画に基づく農振除外の手続を考える時期に来ていたということで答弁させていただきます。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

町長は、いつも財政が厳しいからということでおっしゃいますので、やはり収入を上げるためには何かの方策をやらないことには収入は上がらないわけですね。したがって、農

地と宅地の固定資産税の差というのはもう歴然としておりますので、できる部分については宅地化されるような考え方で進んでもらえばなというふうに思います。今後ともいろいろ問題はあるかと思えますけれども、住民の方もだんだん年をとられて、もう農業をやっているという人もおられるわけですので、そういう場合は、やっぱり誰かに耕作をしてもらるか、それとも処分をするかという方法しかございませんので、そこら辺もやっぱり町民のことも考えて、今後の計画を進めていってもらえばなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

来年3月の町長選挙について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の6番目の御質問でございます。来年3月の町長選挙につきまして、武廣町長は町長選挙に立候補の意志ありやなしやということで御質疑が上がっております。

先ほど1番議員の質問にも答えさせていただいたとおりでございます。強い気持ちを持って、今後、財政健全化と住民サービスの維持拡充の並行した責任ある町政運営を進めていくためにも、職員とともに、トップダウンでもなく、ボトムアップで決められない町政でない両輪の力を合わせた町政運営が必要だということで、私、強い意志を持って出馬をさせていただきたいというふうに意欲を固めておるところでございます。

特に教育の分野、また、子育て、福祉の分野、こちらはこれまで投資が進んで住環境、住みやすさの向上に努めてきた町政から暮らしやすさへの転換、ソフト事業が一人一人にしっかり届いていくような、そういう町政運営を目指していくべく、これらを主目途に掲げながら、運営を進めていければというふうに考えているところです。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

町長の気持ちはわかりましたので、了解いたしました。

それで、私はちょっと町長に対する、これはちょっと、実は東京のほうに陳情に行ったときのことを思い出すんですけども、羽田空港に着きまして昼食の時間でしたけれども、そのときに、私たちが昼食をとっているところで随行職員が昼食をとっておったわけですけども、それを見て、町長は職員を呼んで何か戒めたということを知りましたので、町長たるものがそういうことでどうするかなというふうな私は気持ちを持ちました。やはり町長は職員をかわいがらなくてはだめですよ。町長の信頼感がないです、町長が職員に対してかわいがらないということは。やはり御飯食べるぐらいのことを一々文句言いよってどうするですか。もうあきれました、私ははっきり言って。

だからね、今回立候補されるならば、いろいろの口実はいいです。ちゃんと職員をしっか

りカバーして、仕事をしっかりするように教育をしてください。

以上です。終わります。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員の御指摘ということを重く受けとめて、今後は対応していきたいと思えます。

上京した際の問題は、昼食を食べていたということではなく、予定では自民党の保利耕輔先生、また、今村雅弘先生の陳情の時間が決められておりました。当然、アテンドして下さった原口一博事務所から聞きましたけれども、先生たちをお待たせして昼食をとることを各事務所にお伝えしなければ非礼に当たるということでございまして、慌ててその場で対応を急ぐための戒めをしたというふうに記憶しております。

その他の場合においてのことで御指摘でありましたときは、思い当たる節があるとするれば、議長、副議長、私も今後のスケジュールというものを逐一確認できる距離に職員にいていただきたいという意味で御指摘をさせていただいたところでもございました。

皆様の前で職員を叱咤するということは、皆様にとっても不快であったかと思えますけれども、今後はそうしたことがなきよう、私自身も自戒の気持ちを持ちながら取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

3番議員、よろしいですか。

ここで執行部より、3番議員のまず最初の道路整備関係につきまして、道路財源の充当額について御報告申し上げたいという申し入れがっておりますけれども、許可をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

それでは、執行部お願いいたします。

○企画課長（北島 徹君）

皆様こんにちは。許可をいただきまして、ありがとうございます。

それでは早速、橋本議員の道路整備について、3番目の町道補修についての考え方、その中で交付金などの充当があっているではないかというお尋ねでございました。

それで、ちょっと時間いただきまして調べましたところ、議員申されましたようなものが決算統計の最後のほうのあたりのページに、議員言われたことに近いような資料、数値を計上したものがございましたが、それにつきましては、対象事業費を計上するというものでございました。

そこで、改めまして、先ほどの交付金の充当などというお尋ねにお答えをしたいと思います。

すが、自動車重量譲与税24,638千円、それから、地方揮発油譲与税9,930千円、それと、自動車取得税交付金4,218千円、これが議員言われたような財源に当たるものだと私は理解しております。合わせまして、38,786千円ほどございます。これにつきましては、現在、この充当につきましては道路に限定をされておるものではございませんので、社会資本整備全般に充当をさせていただいております。

今年度予算で申し上げますと、この38,786千円を道路維持費の中の一般財源11,622千円、それから、道路の新設改良費の一般財源、これにつきましては社会資本整備交付金の裏づけになっておるものなどを含めまして10,305千円、合計で22,120千円でございます。それで、この38,786千円から22,120千円を引きました残りにつきましては、土木総務費の中の人件費にその社会資本整備全般に充当ができますので、土木総務費の人件費などに充当をさせていただいているということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

3番議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で3番議員の質問が終わりました。

次に進みます。

○2番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。2番寺崎太彦、ただいまより一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

大きな問いが5つあって、まず一番最初に公共施設について、非構造部材の耐震対策は。

大きな問い2番目、教育について、新しく教育長が変わり、今度の教育長の教育方針は、2番、スクールゾーンの設定についてです。

大きな問い3番目、情報公開について、百条委員会への投書文の調査結果について。

大きな問い4番目、町有財産について、今年度、消防車3台更新されるということで、古い消防車のネット競売はできないか。

次に、大きな問い5番目、町づくりについて、外記のため池の変則4差路について、2番目、イオンの映画館、今取り壊されておりますけど、そこについてよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、公共施設について、非構造部材の耐震対策はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

寺崎議員の公共施設について、非構造部材の耐震対策はという御質問でございます。

私のほうからは、小・中学校を管理しておりますので、小・中学校のことについて御返答

させていただきます。

小・中学校では、主体構造部材の耐震については、平成22年度に文科省補助と地域活性化・経済危機対策臨時交付金を利用して施工を行いました。

質問されている非構造部材とは、主体構造部材以外の建築物の部位を指しますが、おおむね天井材、窓、ガラス、外壁、照明器具、書棚等を言っておると思います。

結論から申し上げますと、小・中学校図書室の書棚の転倒防止は行っておりますが、ほかの非構造部材の耐震対策は小・中学校とも行っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかにありませんか。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど小野課長が答弁されて、自分も非構造部材とか、昨年の3.11の東日本大震災の折、東京でつり天井が落下して死者が出て、これは建物自体はよかったんですけど、つり天井が落下して死者が出て、それで自分も知っていろいろ調べていて、今回ちょっと質問させていただいたんですけど、新聞等、報道でも、建物自体はほとんど100%できておるそうなんですけど、なかなか建物内部の窓ガラスや外壁等、体育館の照明器具とか、昔は基準すらなかったと聞いております。構造体の被害が軽微であっても、照明器具等の落下や、テレビやパソコンの転倒によっても被害が発生したり、昭和56年度の新耐震基準施行後、建築された建物でも被害が出て、非構造部材の被害は人間そのものに被害を引き起こすほか、建物の機能を損なうと聞いております。

なかなか手がつけられないところもあるかと思いますが、窓ガラス等はフィルムを張ったら拡散防止になるとか、テレビ、パソコン等も結束バンドで縛ったりとか、簡単にできるものからあると思いますので、そこら辺からやってもらいたいと思います。

あと、庁舎棟はいかがなものでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

御指摘ありがとうございます。議員言われるとおり、県内で非構造部材の耐震対策を行っている学校施設は現在のところございません。そういったことがしなくてもいいだろうということではございませんが、小学校、中学校とも改修工事を予定しております。

ちょっと先の話にはなりますが、その改修工事の折、そういった耐震対策ができれば施工を同時期にやっていきたいというふうなことで考えております。また、PCとかああいった転倒防止とか、簡単に担当の職員とかができる、例えば、げた箱の転倒防止とか、そういう分が学校職員でもできる分については随時やっていくように指導をしております。

以上です。

○企画課長（北島 徹君）

先ほど庁舎はどうかというお尋ねでございました。議員言われましたように、昭和56年度の新基準以前の建物について、今は非常に問題となっております。庁舎につきましては、平成元年の建築ということになっておりますし、私の考えといたしましては、今、非常に問題になっているのは学校の体育館が避難所を兼用するというようなことで、そういう部材についても耐震の——地震があった場合に安心して避難できないというようなことで、それが問題となっておりますのではないかとこのように理解をいたしております。

庁舎につきましては、職員でございますので、基本的には最後に、そういうものの設備につきましては最後に施工をしたいということで考えておりますし、その中で、そういう大規模な地震が発生した場合に、できるもの、先ほど小野課長も申し上げましたが、経費がそんなにかからなくて効果の大きいものがあるかもしれませんので、そういうものについては早速調査をしまして、できる範囲で対応をしてみたいということで考えております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

学校の改修は平成27年度からと聞いておりますけど、どうでしょう。（「中学です」と呼ぶ者あり）あっ、中学校ですね、わかりました。

地震による落下物や転倒物から身を守るということから、できることからやってほしいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

教育について、まず最初に、教育長の教育方針はということに対して、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

寺崎議員の教育について、教育長の教育方針はというお尋ねにお答えさせていただきます。

まず1番目には、御理解していただきたい点を申し述べておきたいと思います。

教育長がかわれば町の教育方針が変わる、そういうものではないということは御理解ください。といいますのは、町の教育方針は教育委員会で定めていくものでございます。ことしも平成24年4月に上峰町教育の基本方針として打ち出させていただいております。

したがって、ここで寺崎議員がお尋ねになっているのは、教育方針をどのように実践していくのかということであると認識して、そのことについてお答えさせていただきたいと思います。

それで、町の教育委員会といたしましては、ことしの方針といたしましては、先ほどから申し上げましたように、「確かな学力を育む教育の推進」、2番目に「豊かな心を育む教育の推進」、3番目に「健やかな体を育む教育の推進」、4番目に「時代のニーズに対応し

た教育の推進」、5番目に「教育活動を支える環境の整備」、6番目に「文化財の保護」という6つの柱で進めてきておりますので、したがいまして、これをどのように教育長として進めるつもりかということできたいと思っておりますが、やはり今私が考えているのは、確かな学力でございます。

原田議員への回答のときにも少し述べさせていただきましたけれども、町民の期待というのは、やはり子育て・教育のまちづくりでございますので、やはり学力だというふうに思っておりますけれども、そのためにどのようにしたらいいものかということを考えたりしているわけでございます。

1つは、もう御案内と思っておりますけど、小学生のときに1つの大きな変動がやってまいります、それは小学校4年のときでございます。心が子供の時代から少し大人になる。立志式が14歳ですけれども、ちょうど10歳のころに半分大人になりかけて、まだ子供というふうなところ、心が少し変わってくるわけですけれども、それと同時に、小学4年のときに学業が少し難しくなっております。そこでつまずいたりすることで、いろいろと子供の中に学業と心のところで変化が生じると。それを西九州大学の臨床心理の古賀靖之教授は小4ギャップと言われました。だから、この小4ギャップをどのように解決してあげるかということは、教育上、非常に大切なことだと言われました。

したがいまして、これをどのようにしようかと思いまして、それと同時に、また中1ギャップというのもございます。これはもう御案内のとおりです。したがいまして、私が今考えているのは、学業保障論として、うちは幸いに小学校と中学校が1校ずつでございますので、まあ距離は少し離れておりますけれども、連携型の小中交流、俗に言う小中一貫校なんですけれども、一貫にするにはちょっと距離が離れていますから、連携型の小中交流を進めていきたいなど。小中一貫校は、実際実施するときには4年、3年、2年の体制でいくわけですね。小学校4年までと3年間と2年間。連携の交流でございますので、そういうふうに分けることはちょっと難しいわけですけれども、中学校の先生が小学校に行き指導するというような形をとれないかなと。それは最近、小中一貫校がちょっとにくい学校においては、その取り組みがなされておりますので、そういう先進校を参考にしながら上峰町に取り入れていかれないかなと思っております。

特に、英語などは小学校では会話が中心ですけれども、中学校に来たら書く力というのはすぐに要求されるわけですね。ですから、そういうふうな教科を、それは小学校、中学校のこと、教育委員会と話をするわけですが、そういうところで先生たちが相互に乗り入れてやっていく。

現在は、小学6年生が一日体験入学という形でしておりますけれども、その1日だけじゃなくて、先生たちが交流することによって授業がより充実して中学校に行けるように、そして小学校の卒業生が上峰中学校にどんどん進んでもらえるような、そういう指導をしていき

たいな、学力保障をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

それと同時に、心の教育も当然必要でございます。これもしていかなければいけません。最近はまだ規範意識が非常に薄くなったというふうなことも言われております。

文部科学省がことしの4月に実施しました全国学力・学習状況調査の質問項目の中に、「いじめは、どんなことがあってもいけないことだと思う」という、この質問項目に対し、「そう思う」と回答した割合は、上峰は小学6年生が70%、中学3年生は58%ぐらいでございます。「そう思う」と、いけないことだと思うという子供たちです。

ちなみに、東京はといいますと、小学6年生——あっ、ごめんなさい、今のはちょっと訂正させてください。上峰町は小6が77%でございました。上峰小学校は77%、中学3年は73.7%という7割を超えております。東京のほうが6年生が70%で中学3年生が58%と、こういう都会よりも上峰は七十数%の子供たちがそれはいけないことだよとっておりますけれども、逆に言うと、その100から引いた数字はそう思わないという子供がいることは確かでございます。だから、いつどこでどんなときにでも起こり得ると、こう考えておかなければいけないことはここにあるんじゃないかなというふうに思っております。

だから、こういうところをしっかりと私たちは押さえて、児童・生徒たちに対する指導をしていかなきゃいけないなど。また、朝決まった時間に起きていますかということ、そういうふうに起きているということも、そんなに8割も9割もということではありません。だから、そういう生活をきちっとさせるということも大事な教育ではなかろうかというふうに思っております。

私は先月の管内の校長会において呼びまして、教育委員会に呼びまして、とにかくしっかりとした取り組みを、いじめに対する取り組みを、先生たちが見回って起こらないようにすることも大事だけれども、子供たちみずからがそういう気持ちになるようなことをしていったらどうかということをお願いをしておるところでございます。

やはり豊かな心を育む、そういう教育は基礎・基本の勉強、学力向上より以上にやっぱり人として大事なことではないかなと思っております。人づくりは知・徳・体そろわなければなりませんけれども、学校体育、それから部活動の振興も当然です。上峰中学校の生徒が陸上で優勝、あるいは準優勝、ああ、あと少しやったねということを知ると、やっぱり胸が躍ります。よかったねという気持ちになります。すぐに効果が出てくるのは、そういうスポーツ面でもございます。子供に自信と誇りを持たせる一つの手段でもあります。だから、そういうこともしっかりとしていかなきゃいけないというふうに思いますが、みんなやっていますけれども、その中でもとにかく今は学力向上についてしっかりと教育委員会で取り組みを進めるように努力していきたいと思っておりますことを御報告して、教育長としての教育方針の実践の一つとしてお話しさせていただきます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

矢動丸教育長が議会のほうに挨拶に来られたときに、3点、これは頑張っていきたいと申されたことが、子供の学習力の向上、それと2番目に子供の安心・安全、3番目に職場の輪と申されました。全くだと思います。そして、子供の教育や環境、大きく捉えるとまちづくりにもつながると思います。

ちょっと身内のことなんですけど、うちの妹が今福岡に住んで、どこに住もうかと、マンションを買うときですね。1番目に考えたことは、子供の教育や環境を一番に考えたそうなんです。今からそんなふうには、どうせするならば子供の教育や環境がすぐれたところという、そういう人も出てくるかと思います。子供を育てるなら上峰がいいねと言われるように頑張ってください。

○議長（大川隆城君）

次に、スクールゾーンの設定について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

寺崎議員のスクールゾーンの設定についてという御質問でございます。

スクールゾーンと申しますのは、歩行者と車両の通行を分けて、通学時の児童の安全を図ることを目的に設定されています。通常は登下校の時間帯に設定されており、範囲は小学校を中心とした半径約500メートルから1,000メートルです。歩行者の通行実態や道路の構造、地域住民の意見を総合的に判断して、車両の通行禁止や速度規制などの交通規制を行うということになっております。

文科省の「平成14年度文部科学省交通安全業務計画」の中の「安全な道路交通環境づくりの促進」という1項に、「通学通園中の交通事故を防止するため、学校及び教育委員会は、通学通園路を定期的に点検し、その結果に応じて適切な措置をとるとともに、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学通園路の交通安全施設等の重点的な整備、スクール・ゾーンの設定等学校周辺の交通規制の拡大等について働きかけること。」となっております。この働きかけを警察や道路管理者が協議して、道路交通法上の規制、先ほど申し上げました車両の通行禁止や速度規制、こういう規制をかけることとなりますので、スクールゾーンの設定というのは町、教育委員会、警察が協議して設定することとなります。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

自分もこれ調べて、スクールゾーンと通学路は何か一緒のような感じかなと思って、小学校の校長先生にちょっと、「スクールゾーンはどうですかね」と。「あら、通学路と一緒にじゃないですかね」とかも言われたので、どうかなと思ってですね。スクールゾーンというのは、車やバイクから子供を守るような感じで、通学路とは子供目線で安全な道かなと。何かちょっと、そこら辺ちょっと説明しづらいんですけど、小学校の前の道ですかね、あそこら

辺は標識と通学路と、標識は結構あるんですけど、中学校の周りは1つぐらいしかなかったんですけど、そこら辺、中学校はどうなっているんでしょうか、スクールゾーンは。

○教育課長（小野清人君）

私も勉強不足でございまして、スクールゾーンと通学路の違いがわかっておりませんでした。

結論から申し上げますと、上峰町は、通学路は設定しておるが、スクールゾーンは設定しておりません。ありませんでした。私も小学校の周りを見に行ったんですが、スクールゾーンという標示は一言もございまして、通学路という標識だけありました。

先ほど申し上げましたとおり、スクールゾーンというのは、通学時の児童、これは私ははしょったんですけど、児童・園児の安全を図ることを目的に設定されていますということですので、児童ですので小学校だけ、園児ですので幼稚園児・保育園児ということの限定になると思います。ですから、中学校についてはスクールゾーンの設定はないと。設定の対象にはなっていないということになると思います。

先ほども申し上げましたとおり、議員も申し上げられましたとおり、バイクと車とか子供を分けると。単純な一番いいスクールゾーンというのは、その時間帯は車はこの道は通ってはいけないよと、そういうふうに分けるのが一番安全なスクールゾーンだと思います。でも、そういうことは、近隣にお住まいの方もいらっしゃいますので、そういうことはできませんが、緩くなっていくと一方通行をすとか、速度の規制をかけるとか、そういったことを行うと。そういったことを行うについては、警察、道路管理者との協議が必要だよということになります。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

自分も標識、いろいろ探したら、中学校のあの坂上ったT路地のところに、1カ所通学路、その下にスクールゾーンと1カ所ありました。そいけん、中学校はあるのかなと思っていました。

それで、具体的に中学校と体育館のあの道ですかね、あそこは、あの道は道路標識ですか、通学路、標識もなく、速度制限のあれも決まっておきませんので、ひょっとすると標示がない道は、普通車でいえば60キロ、バイクは30キロ、そういう速度になっているんでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

規制の関係は公安委員会のほうの管轄ですが、標識がなければ基本的には今議員がおっしゃるとおりだと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

あそこは小学生も中学生も通るところで、歩道もありませんので、できればスクールゾー

ンか何かを決めて、地区の人と話し合っ、速度を30キロか何か、速度はちょっとわかりませんが、指定をしてもらって、路側帯のカラー舗装とかの整備もしていただいたらいいかと思しますので、ぜひともよろしくお願いたします。

○教育課長（小野清人君）

御指摘ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおりに、教育委員会、学校は適切な措置をとると、警察、道路管理者と関係機関に対して、通学路の交通安全施設等の整備等については協議を行うという1項がございますので、協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

2番議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

情報公開について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

2番寺崎太彦議員の情報公開について、百条委員会への投書文の調査結果についての御質問でございますが、5番林眞敏議員の質問と重複することになるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思ひます。

経緯としましては、これまで12回にわたり、宣誓後に証人喚問が行われました。告発がなされ不起訴結果ということで、謝罪をいただかないまま、9月7日に私のほうからかねてから申し上げていました真相の究明ということをさせていただきたいということで、7日に調査依頼の文書を提出させていただき、議会から11月7日に文書を手にさせていただき、即日、調査機関に調査をさせていただいたところでございます。

大きく2つございます。判読調査と法務調査ということに区別させていただき、先ほど申し上げました判読調査、客観的な技術を持つ調査会社をお願いし、また、先ほど私が答弁しました内容は全て法務調査の意見書に書かれている内容でございます。この意見書を尊重するという視点、また百条委員会で内部告発は前提として取り扱いがなされたことを鑑み、法務調査の内容を申し上げ、私の答弁にかえさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

その投書文は自筆で書かれたものなのか、それと判子等は押されていたのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

投書文につきましては、先ほど5番林議員から申し出がございましたように、後ほど求めがあればお渡しさせていただき、そこで見ていただきたいと思いますけれども、私が見た限り、印鑑、自筆の署名はなかったということで、私も法務調査、機関をお願いして、その意見書を受けて先ほど来答弁しました内容をお伝えしたところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

その投書文は、公務員の守秘義務違反に当たるのではないかと思いますけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

2番寺崎議員の再度のお尋ねですが、先ほど林議員のところでもお伝えをしましたとおり、この問題については百条委員会投書文の調査費用として予算をお願いし、調査を判読調査、法務調査ということに限り行っております。

冒頭申しましたように、数々まだ法令的な問題があるというふうに理解はしておりますが、限って予算化している以上、その範囲内の調査をしたということでございます。

委員会内での偽証というものをどう考えるか、法律家の意見を聞いたということでありませう。名誉毀損やら威力業務妨害、また威迫に基づく法令違反など、ほか多数の問題をはらんでいるということで私は考えておりますので、この結果をしっかりとめ、今、正本をいただいております。正本をいただいた後、検証をする必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（大川隆城君）

2番議員、いかがですか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

町有財産について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから4番目の町有財産について、消防車のネット競売はできないかについて御答弁を申し上げます。

今年度、各部の消防車を3台更新することで進めております。

今回買いかえる消防積載車につきましては、議員も御承知のとおり、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を原資として購入するものでございます。この交付金を消防車に充てるためには、事前に申請書類を防衛局のほうへ出して承認を得る必要がございます。

町では、平成元年に導入した消防積載車が使えなくなり、更新しなければ支障を来す、そういう理由から防衛局の承認をいただいております。また、廃車証明書を提出する必要がございます。

よって、議員からは財政面を勘案したありがたい御提案ではございますが、こういう事情から、防衛局の承認事項からしますと、今ある消防車を売ることにはならないと。そういう手法はとれないということで判断しております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

個人的な話なんですけど、日本最大のオークションサイト、結構見るんですよ。その内容はもう多岐にわたる、全然興味がない人からするともうぼろに見えるんですけど、興味がある人には結構価値があるんですね。結構処分する前に一回そのポータルサイトで検索して、案外価値があるものとかあると思うので、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

私もネットで確認してみました。群馬県のみどり市において、旧笠懸町が1989年に購入した水槽つきポンプ車、これ購入されたときは17,350千円だったらしいんですけど、これをネットオークションに出品されて、最低売却価格は100千円ということで提示されたものがございました。

ただ、本町の場合は、先ほど申し上げましたように、防衛局のほうに申請しまして、そして廃車証明が必要であると。そういうことでございますので、それを売却しましたら、その売却益については交付金から差し引かれるとか、そういったこともありますし、価値があるものとして捉えては、今回の案件というのはまずいんじゃないかなと思いますので、売却という手法はとれないということで、再三ではございますが、廃車証明書を提出するというのであれば、もう解体すると、そういったことでございますので、その点で御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

町づくりについて、まず最初に、外記のため池の変則4差路について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、寺崎議員の町づくりについて、外記のため池の東側4差路につきまして答弁申し上げます。

ここにつきましては、平成20年度で議員からの質問の4差路付近を一部用地をお願いして整備した経緯がございます。舗装幅1メートル、車道幅2メートルを拡幅した経緯でございますけれども、交差点といいますのは、道路構造令的に言いますと、90度で交差するというのが理想的な交差点になっております。

そういう中で、この交差点につきましては、中学校から町道が鋭角に交差して、また、上り坂ということで、安全面から言いますと危険度のある交差点の一つだと思っております。

そこで、この交差点を整備するとなりますと、ため池下の南に張りついております家屋の移転等がかなり必要ではないかと思っております。

今、議員さんのほうからいろいろとリックの5差路あたりの質問等も出ておりますけれど

も、私の考え方としては、あそこの5差路よりもこちらのほうが高低差が大きく、事業費としてはそちらよりもかかるような気がいたしております。

そういう中で、今の町の財政的に言いますと、このような危険度のある交差点、早く理想的な交差点にするのがベストだと思うんですけども、まずもって先ほど言いましたとおり、予算的なものもありますので、まずは一つ一つ解決していきたいと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○2番（寺崎太彦君）

あそこは、最近は何も見えていませんけど、一時停止の取り締まりが結構頻繁に前までは行われておって、結構また捕まっておられました。

やっぱりそういう取り締まりがあって事故が少ないのかわかりませんが、そして、あそこの4差路から南住宅に入るところが非常に狭くて車の離合ができない。しかも、やっぱり住宅地なので自転車も結構通るといことです。しかも、4差路から入ってすぐまたTの字の交差点になっておりますので、そこの入り口が今空き地になっておるから、あそこだけでも広くなれないかという話も聞いておりますので、そういうところはどうなんでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

今、議員おっしゃられました南住宅からの出入り口のところです。私も認識しております。売地ということになっております。そういうことで、あと1人、その売地のところのすぐ隣接する方に私もお会いいたしまして、道路幅の折にぜひ用地をとということでお会いしてお話しはした経緯がございます。しかしながら、その方につきましては、なかなかいい返事がもらえないというのが今のところです。いろいろと代替的なものもおっしゃられますので、できれば、その南住宅からでもちょうどいい売地になっておりますので、それとあわせたとこでもう1人の方の御理解ができれば、あそこだけでも予算化を進めていく必要性はあるかと思っております。

○2番（寺崎太彦君）

地権者と会われたということで、土地の収用ができるように、ぜひとも努力していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大川隆城君）

次に、映画館の再開について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、映画館の再開ということですが、実は先般の上峰中学校の中学校模擬議会の折でも、映画館についての質問がございました。この映画館につきましては、今現在、先ほど議員さん申し上げられましたとおり、取り壊しが行われております。私もびっくりしまして、この質問が出てからなんですけれども、イオン上峰のほうに出向きまして、そこら辺の事情を聞いたところでございます。

イオン上峰等によりますと、このままにしておくわけにもいかないというような、とりあえずそういうふうな理由で取り壊しを行っている。ここにつきましては「ワーナー・マイカル・シネマズ上峰」ということで、県内初の複合映画館として、開館当時は年間40万人ほど訪れたということでございます。しかしながら、中学校模擬議会でも答弁しましたとおり、久留米や佐賀市などの周辺に複合店が進出し、施設の老朽化が集客力低下に拍車をかけ、オープンから13年で閉館ということ、また、今回につきましては取り壊しということ、2月までに一応取り壊しが完了すると聞いております。今後の活用につきましても、まだ決まっていないというのが実情でございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

住民にとっても行政にとっても、あそこら辺は非常に重要なところであって、商業施設としても、やっぱり空き地であるよりも建物か何か建てたほうが行政的にもいいと思うんですけど、行政の支援としては何かできるのでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

行政の支援というものは、今のところ私が考える中では非常に難しいとは思っていますけれども、何らかの形でイオン上峰さんのほうがまたそこで計画されるということになりましたら、行政としても、それはもう多大な協力をして、いろいろな法的なものもございましょうし、そのような許可制度のものが来れば、ある程度私たちが率先して進出については全力を尽くしていきたいと思っています。

○町長（武廣勇平君）

映画館の再開についてのお尋ねですが、これは今、振興課のほうでは連絡が来ていなかったということでしたが、私と税務課には、この取り壊しの前に御連絡がっております。

その取り壊しについて検討する段階において、いろんな映画館の活用を考えられる、考えたいと思われる人たちとも接触を図り、イオンさんにも来ていただきながら、そういうマッチングを試みたところでございますが、なかなか建物の形状上、難しいということが最終的に判断となりまして、取り壊しが始まったわけでありまして。

今、敷地の活用方法について、まだ決まっていないという答弁がございましたが、これも正式に決まっていないということで、イオンさんはイオンさんでさまざまなあの土地、加えて、ほかのあいている敷地等の全体を求められる要望というのも来ておられるようでありまして、私がマッチングした事業者の方々も今いろんな絵を描いておられるところであるというふうに認識していただきたいと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

昔、オープン当初は上峰サティでした。そのころは物すごく人が集まって、とても活気が

あるところでした。ぜひともあれに劣らないような、人が集まるようなところを行政としても支援をして、もう一度盛り上げていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

以上で2番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたします。

午後3時49分 散会